

## 第3章 関係地域

### 3.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、埼玉県環境影響評価条例施行規則第三条の規定における「環境に影響を及ぼす地域に関する基準」に基づき、“対象事業が実施される区域の周囲3 km以内の地域”を基準として設定するものとする。

### 3.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図3-1に示すとおり、以下の4市の一部が含まれる。

- ・埼玉県 川口市
- ・埼玉県 さいたま市
- ・埼玉県 草加市
- ・埼玉県 越谷市

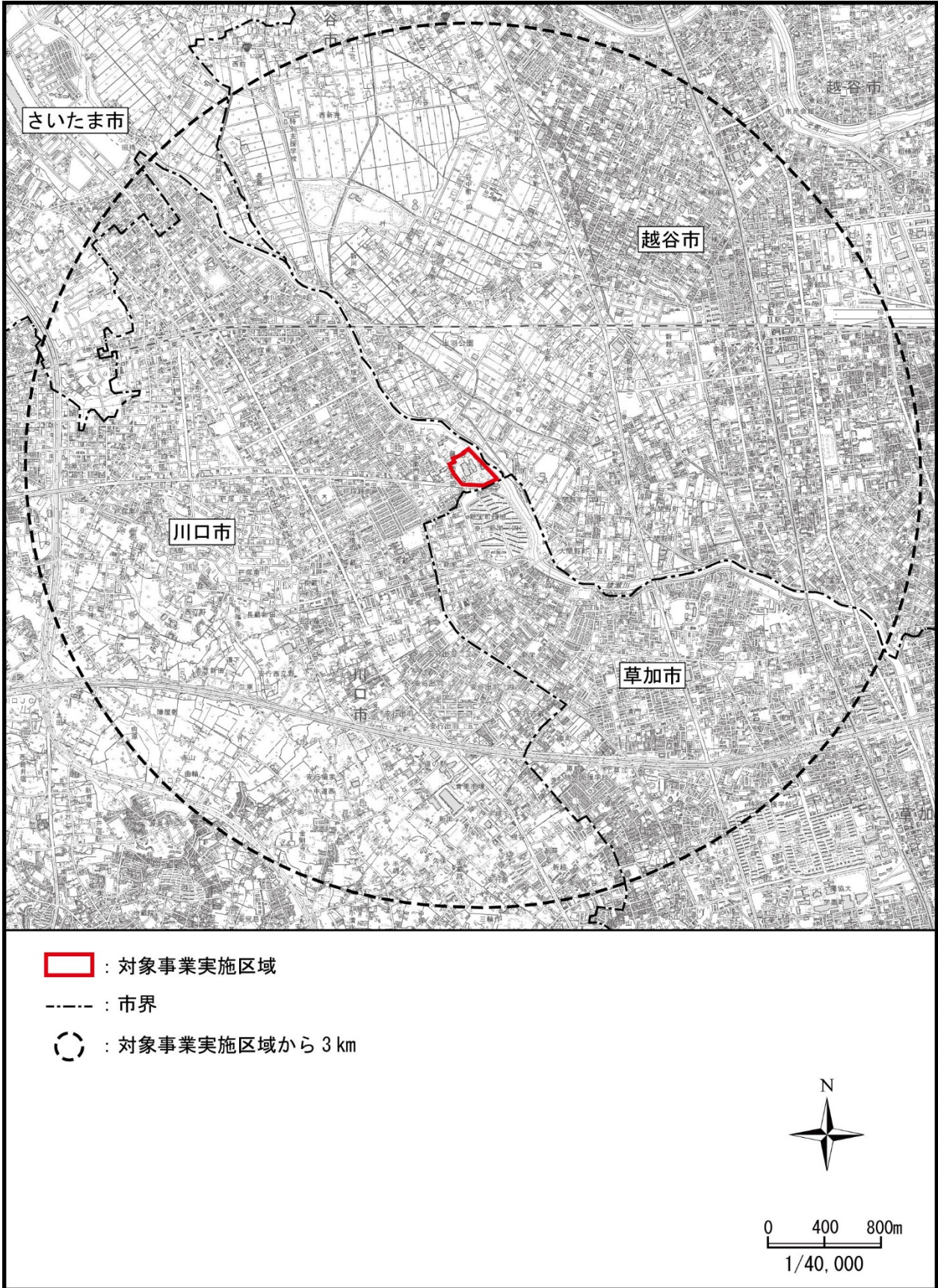


図 3-1 環境に影響を及ぼす地域

#### 第4章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見の概要

「川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価調査計画書」（平成30年1月、川口市）に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第6条及び第8条の規定に基づき、縦覧を行いました。環境の保全の見地からの意見の提出はありませんでした。

## 第5章 調査計画書についての知事の意見

「川口市戸塚環境センター施設整備事業に係る環境影響評価調査計画書」（平成30年1月、川口市）に対し、「埼玉県環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

### 5.1 全般事項

#### (1) 事業計画について

計画地周辺には住居及び学校等が近接していることから、事業の実施(工事中及び存在・供用)に当たっては、周辺への環境影響に十分に配慮した計画とすること。

#### (2) 工事中の環境影響の予測及び評価について

新ごみ焼却処理施設の工事中の環境影響の予測及び評価に当たっては、新粗大ごみ処理施設の供用及び既存施設(東棟ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設)の解体工事に伴う環境影響についても考慮すること。

#### (3) 埋設廃棄物について

埋設廃棄物を区域外に拡散しない計画としているが、最大限安全側に配慮して、想定される環境影響について再検討し、必要に応じて調査、予測及び評価の項目を追加すること。

### 5.2 調査、予測及び評価について

#### (1) 大気質

新粗大ごみ処理施設の稼働に伴い粉じんの発生が想定されるため、存在・供用時においても粉じんの項目の調査、予測及び評価を行うこと。

#### (2) 低周波音

新施設の稼働に伴う低周波音の影響について、整合を図るべき基準として「低周波音問題対応の手引書」における参照値を用いるとしているが、参照値は環境アセスメントの環境保全目標値ではないので、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に示された科学的知見に基づいて評価すること。

#### (3) 大気質、騒音、振動

工事中の環境影響の予測については、建設機械の稼働台数や資材運搬等の走行車両の台数が最大となる時期ではなく、各項目の総排出量が最大となると想定される時期とすること。

#### (4) 騒音、低周波音

既存施設の稼働を鑑みて、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に定める測定方法による工場・事業場騒音を、調査項目に追加すること。

### 5.3 環境保全措置について

#### (1) 大気質

既存施設の解体にあたっては、ダイオキシン類やアスベストなどの有害物質の飛散のないよう十分な対策を講じた上で実施すること。また、解体時には大気質のモニタリングを実施すること。

#### (2) 水質

計画地周辺の河川及び地下水の水質については、現状で環境基準を超過している項目があることから、事業の実施(工事中及び存在・供用)において、周辺環境への影響が最小限となるよう十分な対策を講じた計画とすること。

## 第6章 第4章及び第5章の意見についての事業者の見解

### 6.1 環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解

第5章で示したとおり“環境の保全の見地からの意見”の提出はありませんでした。

### 6.2 知事意見に対する事業者の見解

第6章で示した“知事意見”に対する事業者の見解は、表 6-1-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 6-1-1(1) 知事意見に対する事業者の見解

番号	埼玉県知事の意見	事業者の見解
1 全般的事項		
1.	(1)事業計画について 計画地周辺には住居及び学校等が近接していることから、事業の実施(工事中及び存在・供用)に当たっては、周辺への環境影響に十分に配慮した計画とすること。	事業の実施に当たっては、周辺に近接する住居及び学校において騒音の現地調査地点及び予測地点を設定し評価するなど、周辺への環境影響の低減に十分に配慮した計画としました。
2.	(2)工事中の環境影響の予測及び評価について 新ごみ焼却処理施設の工事中の環境影響の予測及び評価に当たっては、新粗大ごみ処理施設の供用及び既存施設(東棟ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設)の解体工事に伴う環境影響についても考慮すること。	工事中の環境影響については、新粗大ごみ処理施設及び新焼却処理施設の建設工事、並びに既存施設の解体工事に伴う環境影響のピーク時期を予測時期として設定し、予測時期に稼働している新粗大ごみ処理施設及び既存施設(西棟)の稼働に伴う環境影響を重ね合わせて、予測及び評価を実施しました。
3.	(3)埋設廃棄物について 埋設廃棄物を区域外に拡散しない計画としているが、最大限安全側に配慮して、想定される環境影響について再検討し、必要に応じて調査、予測及び評価の項目を追加すること。	埋設廃棄物に関連して、調査計画書に記載しましたとおり、「地下水の水質」、「土壌」及び「廃棄物」において、埋設廃棄物を考慮して予測及び評価を実施しました。
2 調査、予測及び評価について		
4.	(1)大気質 新粗大ごみ処理施設の稼働に伴い粉じんの発生が想定されるため、存在・供用時においても粉じんの項目の調査、予測及び評価を行うこと。	存在・供用時の環境影響評価項目として、新粗大ごみ処理施設の稼働に伴う粉じんの影響を追加し、調査、予測及び評価を実施しました。
5.	(2)低周波音 新施設の稼働に伴う低周波音の影響について、整合を図るべき基準として「低周波音問題対応の手引書」における参照値を用いているが、参照値は環境アセスメントの環境保全目標値ではないので、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に示された科学的知見に基づいて評価すること。	新施設の稼働に伴う低周波音の影響について、整合を図るべき基準として、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に示された「低周波音の感覚閾値(ISO-7196)」及び「建具のがたつき閾値」を用いて、予測及び評価を実施しました。

表 6-1-1(2) 知事意見に対する事業者の見解

番号	埼玉県知事の意見	事業者の見解
6.	<p>(3)大気質、騒音、振動</p> <p>工事中の環境影響の予測については、建設機械の稼働台数や資材運搬等の走行車両の台数が最大となる時期ではなく、各項目の総排出量が最大となると想定される時期とすること。</p>	<p>工事中の環境影響については、大気質は予測項目毎の総排出量が、騒音はパワーレベルの合成値が、振動は基準点振動レベルの合成値が、それぞれ最大となる時期を予測時期として設定し、予測及び評価を実施しました。</p>
7.	<p>(4)騒音、低周波音</p> <p>既存施設の稼働を鑑みて、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に定める測定方法による工場・事業場騒音を、調査項目に追加すること。</p>	<p>騒音の調査については、既存施設の稼働を考慮して、「工場・事業場騒音」を追加し、「環境騒音」と区別するとともに、対象事業実施区域敷地境界の4地点については、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に定める測定方法により現地調査を実施しました。</p>
<b>3 環境保全措置について</b>		
8.	<p>(1)大気質</p> <p>既存施設の解体にあたっては、ダイオキシン類やアスベストなどの有害物質の飛散のないよう十分な対策を講じた上で実施すること。また、解体時には大気質のモニタリングを実施すること。</p>	<p>既存施設の解体工事に当たって、ダイオキシン類やアスベスト等の有害物質が飛散することのないよう十分な対策を講じるよう計画してまいります。</p> <p>また、解体工事時には、ダイオキシン類及びアスベスト等の有害物質のモニタリングを実施するよう計画してまいります。</p>
9.	<p>(2)水質</p> <p>計画地周辺の河川及び地下水の水質については、現状で環境基準を超過している項目があることから、事業の実施(工事中及び存在・供用)において、周辺環境への影響が最小限となるよう十分な対策を講じた計画とすること。</p>	<p>供用時の排水及び工事中の地下水排水については、周辺の公共用水域には排水せず、公共下水道に放流する計画に変更します。</p> <p>工事中の雨水排水については、周辺環境への影響が最小限となるよう、仮設沈砂池を設置する等の環境保全措置を実施します。</p>

## 第7章 環境影響評価の調査項目

埼玉県環境影響評価技術指針（平成11年12月 埼玉県告示第1588号）を基に、対象事業の特性及び地域特性を踏まえ、環境に影響を及ぼすおそれがある要因（以下、「環境影響要因」という。）ごとに環境への影響の発生過程を検討するとともに、環境への影響の程度を検討し、環境影響評価を行う項目を選定した。

### 7.1 環境影響要因の把握

「第2章 対象事業の目的及び概要」において示した対象事業の特性に基づき、環境影響要因を抽出した結果は、表7.1-1に示すとおりである。

表 7.1-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

影響を及ぼす時期	環境要因の区分	環境影響要因
工事中	工事中	建設機械の稼働
		資材運搬等の車両の走行
		造成等の工事
供用時	存在・供用時	施設の存在
		施設の稼働
		自動車等の走行（廃棄物運搬車両等の走行）

注) 存在・供用時における環境影響要因である「自動車等の走行」（埼玉県環境影響評価技術指針における一般的な表記）については、本事業（廃棄物処理施設の設置）の環境影響要因に合わせて、これ以降は「廃棄物運搬車両等の走行」に置き換えて表記することとする。

### 7.2 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目は、対象事業の実施に伴う環境影響要因と当該地域の特性を勘案し、埼玉県環境影響評価技術指針（平成11年12月 埼玉県告示第1588号）の別表3-5の関連表に準拠して選定した。

選定結果は表7.2-1に示すとおりであり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、土壌、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、日照障害、電波障害、廃棄物等、温室効果ガス等の15項目を選定した。



表 7.2-1 環境影響評価項目の選定

影響要因の区分			工事中			存在・供用時					
調査・予測・評価の項目	環境影響要因		建設機械の稼働	車両の走行	資材運搬等の	造成等の工事	施設の存在	施設の稼働	車両等の走行	廃棄物の運搬	
			環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素または窒素酸化物	●	●				●
二酸化硫黄または硫黄酸化物								●			
浮遊粒子状物質								●	●		
炭化水素									●	●	
粉じん	●	●						◎	×		
大気質に係る有害物質等								●			
騒音・低周波音	騒音	●		●				●	●		
	低周波音							●	●		
振動	振動	●		●				●	●		
								●	●		
悪臭	臭気指数または臭気の濃度							●			
	特定悪臭物質							●			
水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量または化学的酸素要求量							☆		
		浮遊物質量					◎		☆		
		窒素及びりん							☆		
		水温							☆		
		水素イオン濃度					◎		☆		
		溶存酸素量							☆		
		その他の生活環境項目							☆		
	底質	健康項目等					◎		☆		
		強熱減量									
		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量									
底質に係る有害物質等							☆				
地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目					◎					
	河川等の流量、流速及び水位										
	地下水の水位及び水脈										
	温泉及び鉱泉										
水象	堤防、水門、ダム等の施設										
	土壌	土壌に係る有害項目					◎		●		
地盤	地盤沈下										
	地象	土地の安定性									
地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)								×			
表土の状況及び生産性											
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		●	●	◎		○			
		保全すべき種				◎		○			
	植物	植生及び保全すべき群落				◎		○			
		緑の量						○			
生態系	地域を特徴づける生態系	●		●	◎		○				
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)						×			
		眺望景観						●			
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	●	●			○	○			
	史跡・文化財	指定文化財等					×				
		埋蔵文化財					×				
	日照障害	日影の状況					●				
	電波障害	電波受信状況					●				
	風害	局所的な風の発生状況									
	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物				◎		●		
			残土				◎				
雨水及び処理水											
温室効果ガス等	温室効果ガス	●	●				●	●			
	オゾン層破壊物質						×				
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	×	×							

●：標準的に選定する項目。○：事業特性、地域特性により選定する項目。  
 ×：標準的に選定する項目または事業特性、地域特性により選定する項目であるが、今回選定しないもの。  
 ◎：標準的に選定する項目として設定されていないが、今回選定するもの。  
 ☆：調査計画書において選定していたが、事業計画の変更により、選定する必要がなくなった項目。

### 7.3 環境影響評価項目の選定理由及び選定しない理由

環境影響評価の項目として選定した理由は表7.3-1(1)～(3)に、選定しない理由は表7.3-2に示すとおりである。

表 7.3-1(1) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
大気質	二酸化窒素または窒素酸化物	工事中	建設機械の稼働に伴う排ガスの発生、資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による窒素酸化物の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生、廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による窒素酸化物の発生が考えられるため選定する。
	二酸化硫黄または硫酸酸化物	存在・供用時	ごみ焼却処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による硫酸酸化物の発生が考えられるため選定する。
	浮遊粒子状物質	存在・供用時	ごみ焼却処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生、廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による浮遊粒子状物質の発生が考えられるため選定する。
	炭化水素	存在・供用時	廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による炭化水素の発生が考えられるため選定する。
	粉じん	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行による粉じんの発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	知事意見を考慮した結果、粗大ごみ処理施設の稼働に伴い粉じんの発生のおそれがあると判断したため選定する。【知事意見を考慮して、再度検討し直した。】
大気質に係る有害物質等	存在・供用時	ごみ焼却処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による有害物質（塩化水素、ダイオキシン類、水銀）の発生が考えられるため選定する。	
騒音・低周波音	騒音	工事中	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音、資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通騒音の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の稼働に伴う工場騒音、廃棄物運搬車両等の走行に伴う道路交通騒音の発生が考えられるため選定する。
	低周波音	存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の稼働に伴う低周波音の発生が考えられるため選定する。
振動	振動	工事中	建設機械の稼働に伴う建設作業振動、資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通振動の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の稼働に伴う工場振動、廃棄物運搬車両等の走行に伴う道路交通振動の発生が考えられるため選定する。
悪臭	臭気指数または臭気の濃度	存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の稼働に伴う悪臭の発生が考えられるため選定する。
	特定悪臭物質	存在・供用時	ごみ焼却処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による悪臭の発生が考えられるため選定する。

表 7.3-1(2) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
水質	浮遊物質	工事中	造成等の工事に伴う濁水の発生が考えられるため選定する。
	水素イオン濃度	工事中	造成等の工事に伴うコンクリート打設によるアルカリ排水の発生が考えられるため選定する。
	健康項目等	工事中	造成等の工事の際には、埋設廃棄物層の掘削に伴い、水質汚濁のおそれがある地下水を揚水することから選定する。【埋設廃棄物層の状況を考慮して、再度検討し直した。】
	地下水の水質に係る有害項目	工事中	対象事業実施区域内において土壌の汚染は確認されなかったものの、埋設廃棄物層の掘削に伴い、地下水の水質汚濁の可能性が考えられるため選定する。
土壌	土壌に係る有害項目	工事中	対象事業実施区内において土壌の汚染は確認されなかったものの、埋設廃棄物層の掘削に伴い、土壌の汚染の可能性が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生及び焼却灰の飛散による有害物質（ダイオキシン類）の土壌への沈降、蓄積が考えられるため選定する。
動物	保全すべき種	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う濁水の発生による保全すべき種の生息環境の変化、改変、消失が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在による保全すべき種の生息環境の変化、改変、消失が考えられるため選定する。
植物	保全すべき種、植生及び保全すべき群落、緑の量	工事中	造成等の工事に伴う濁水の発生による保全すべき種の生育環境の変化、改変、消失、また、植生及び保全すべき群落の改変、消失が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在による保全すべき種の生育環境の変化、改変、消失、また、植生及び保全すべき群落の改変、消失、緑の量の変化が考えられるため選定する。
生態系	地域を特徴づける生態系	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴う濁水の発生による地域を特徴づける生態系の変化が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在による地域を特徴づける生態系の変化が考えられるため選定する。
景観	眺望景観	存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在による周辺地域からの眺望景観の変化が考えられるため選定する。
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行による自然とのふれあいの場の利用環境の変化が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在・稼働による自然とのふれあいの場の利用環境の変化が考えられるため選定する。
日照障害	日影の状況	存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在による日影の状況の変化が考えられるため選定する。
電波障害	電波受信状況	存在・供用時	ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設等の存在による電波受信状況の変化が考えられるため選定する。

表 7.3-1(3) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
廃棄物等	廃棄物	工事中	造成等の工事に伴う建設廃材等の廃棄物の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び余熱利用設備を含む環境啓発棟等の稼働に伴う廃棄物の発生が考えられるため選定する。
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事中	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び余熱利用設備を含む環境啓発棟等の稼働、廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生が考えられるため選定する。

表 7.3-2 環境影響評価項目として選定しない理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定しない理由
大気質	粉じん	存在・供用時	対象事業実施区域内の走行経路及び周辺地域の主要な走行経路は何れも舗装道路であることから、ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の稼働に伴う廃棄物運搬車両等の走行に伴う粉じんの発生は想定されないため選定しない。
水質	生物化学的酸素要求量 浮遊物質 窒素及びりん 水素イオン濃度 溶存酸素量 その他の生活環境項目 健康項目等 底質に係る有害物質等	存在・供用時	プラント系排水は、主にクローズドシステムにより再利用を図るとともに、生活排水及び環境啓発棟に関連する排水と併せて、公共下水道に放流する計画に変更したことにより、公共用水域へ排水を放流することは無くなったため選定しないこととした。【事業計画の変更に伴い、水質の影響はなくなったため、選定しないこととした。】
地象	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺は平坦地であり、既存の敷地内において建て替える計画であることから、土地の改変は小さいこと、また、対象事業実施区域及びその周辺には重要な地形及び地質は存在しないため選定しない。
景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺には、対象事業実施区域周辺を眺望対象とする景観資源が存在しないため選定しない。
史跡・文化財	指定文化財等	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺には、指定文化財及びそれに準ずる史跡・文化財等、並びに埋蔵文化財包蔵地は存在しないため選定しない。
	埋蔵文化財		
温室効果ガス等	オゾン層破壊物質	存在・供用時	フロン等のオゾン層破壊物質を含む廃棄物を処理する計画はなく、フロン等が発生するおそれはないと考えられるため選定しない。
放射線の量	放射線の量	工事中	対象事業実施区域周辺における空間放射線量率の測定結果は低い値で推移しており、また、工事中は粉じん等の飛散防止対策や土砂等の流出防止対策を実施することから、周辺地域に拡散・流出するおそれはないと考えられるため選定しない。

## 第8章 環境影響の調査、予測及び評価の概要

環境要素ごとの調査、予測及び評価結果の概要は、以下に示すとおりである。

## 8.1 大気質

### 8.1.1 調査結果の概要

調査結果（環境大気）																																																																																																																						
<p>&lt;環境大気&gt;</p> <p>○二酸化窒素 環境基準値（日平均値0.04～0.06ppm）を下回っていた。 (ppm)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>期間 平均値</th> <th>1時間値 の最高値</th> <th>日平均値 の最高値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業実施区域</td> <td>0.014</td> <td>0.063</td> <td>0.038</td> </tr> <tr> <td>周辺地域 4地点</td> <td>0.013 ～0.015</td> <td>0.061 ～0.064</td> <td>0.035 ～0.038</td> </tr> </tbody> </table> <p>○二酸化硫黄 環境基準値（日平均値0.04ppm、1時間値0.1ppm）を下回っていた。 (ppm)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>期間 平均値</th> <th>1時間値 の最高値</th> <th>日平均値 の最高値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業実施区域</td> <td>0.001</td> <td>0.007</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td>周辺地域 4地点</td> <td>0.001</td> <td>0.008 ～0.011</td> <td>0.003 ～0.004</td> </tr> </tbody> </table> <p>○浮遊粒子状物質 環境基準値（日平均値0.10mg/m<sup>3</sup>、1時間値0.20mg/m<sup>3</sup>）を下回っていた。 (mg/m<sup>3</sup>)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>期間 平均値</th> <th>1時間値 の最高値</th> <th>日平均値 の最高値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業実施区域</td> <td>0.017</td> <td>0.121</td> <td>0.035</td> </tr> <tr> <td>周辺地域 4地点</td> <td>0.016 ～0.018</td> <td>0.053 ～0.063</td> <td>0.033 ～0.037</td> </tr> </tbody> </table> <p>○塩化水素 目標環境濃度（期間最高値0.02ppm）を下回っていた。 (ppm)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> <th>冬季</th> <th>春季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業実施区域</td> <td>0.004</td> <td>0.002</td> <td>0.002</td> <td>&lt;0.002</td> </tr> <tr> <td>周辺地域 4地点</td> <td>0.004</td> <td>&lt;0.002</td> <td>&lt;0.002</td> <td>&lt;0.002</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ダイオキシン類 環境基準値（年平均値0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>）を下回っていた。 (pg-TEQ/m<sup>3</sup>)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>平均値</th> <th>最高値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業実施区域</td> <td>0.041</td> <td>0.086</td> </tr> <tr> <td>周辺地域 4地点</td> <td>0.029 ～0.040</td> <td>0.047 ～0.087</td> </tr> </tbody> </table>					調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	対象事業実施区域	0.014	0.063	0.038	周辺地域 4地点	0.013 ～0.015	0.061 ～0.064	0.035 ～0.038	調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	対象事業実施区域	0.001	0.007	0.003	周辺地域 4地点	0.001	0.008 ～0.011	0.003 ～0.004	調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	対象事業実施区域	0.017	0.121	0.035	周辺地域 4地点	0.016 ～0.018	0.053 ～0.063	0.033 ～0.037	調査地点	夏季	秋季	冬季	春季	対象事業実施区域	0.004	0.002	0.002	<0.002	周辺地域 4地点	0.004	<0.002	<0.002	<0.002	調査地点	平均値	最高値	対象事業実施区域	0.041	0.086	周辺地域 4地点	0.029 ～0.040	0.047 ～0.087	<p>○ガス状水銀 指針値（年平均値40ng/m<sup>3</sup>）を下回っていた。 (ng/m<sup>3</sup>)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>期間平均値</th> <th>期間最高値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業実施区域</td> <td>&lt;4</td> <td>&lt;4</td> </tr> <tr> <td>周辺地域 4地点</td> <td>&lt;4</td> <td>&lt;4</td> </tr> </tbody> </table> <p>○微小粒子状物質 環境基準値（年平均値15μg/m<sup>3</sup>、日平均値35μg/m<sup>3</sup>）を上回っていた。 (μg/m<sup>3</sup>)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>期間 平均値</th> <th>日平均値 の最高値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業実施区域</td> <td>11</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>周辺地域 4地点</td> <td>10～13</td> <td>24～26</td> </tr> </tbody> </table> <p>○浮遊粉じん 0.02～0.08mg/m<sup>3</sup>であった。 (mg/m<sup>3</sup>)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> <th>冬季</th> <th>春季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業実施区域</td> <td>0.02</td> <td>0.03</td> <td>0.03</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>周辺地域 4地点</td> <td>0.02 ～0.03</td> <td>0.03</td> <td>0.03 ～0.08</td> <td>0.02 ～0.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;沿道大気&gt;</p> <p>○二酸化窒素 環境基準値（日平均値0.04～0.06ppm）を下回っていた。 (ppm)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>期間 平均値</th> <th>1時間値 の最高値</th> <th>日平均値 の最高値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路沿道 3地点</td> <td>0.015 ～0.016</td> <td>0.059 ～0.062</td> <td>0.036 ～0.038</td> </tr> </tbody> </table> <p>○浮遊粒子状物質 環境基準値（日平均値0.10mg/m<sup>3</sup>、1時間値0.20mg/m<sup>3</sup>）を下回っていた。 (mg/m<sup>3</sup>)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>期間 平均値</th> <th>1時間値 の最高値</th> <th>日平均値 の最高値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路沿道 3地点</td> <td>0.022 ～0.023</td> <td>0.080 ～0.083</td> <td>0.045 ～0.046</td> </tr> </tbody> </table>					調査地点	期間平均値	期間最高値	対象事業実施区域	<4	<4	周辺地域 4地点	<4	<4	調査地点	期間 平均値	日平均値 の最高値	対象事業実施区域	11	25	周辺地域 4地点	10～13	24～26	調査地点	夏季	秋季	冬季	春季	対象事業実施区域	0.02	0.03	0.03	0.03	周辺地域 4地点	0.02 ～0.03	0.03	0.03 ～0.08	0.02 ～0.03	調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	道路沿道 3地点	0.015 ～0.016	0.059 ～0.062	0.036 ～0.038	調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	道路沿道 3地点	0.022 ～0.023	0.080 ～0.083	0.045 ～0.046
調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値																																																																																																																			
対象事業実施区域	0.014	0.063	0.038																																																																																																																			
周辺地域 4地点	0.013 ～0.015	0.061 ～0.064	0.035 ～0.038																																																																																																																			
調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値																																																																																																																			
対象事業実施区域	0.001	0.007	0.003																																																																																																																			
周辺地域 4地点	0.001	0.008 ～0.011	0.003 ～0.004																																																																																																																			
調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値																																																																																																																			
対象事業実施区域	0.017	0.121	0.035																																																																																																																			
周辺地域 4地点	0.016 ～0.018	0.053 ～0.063	0.033 ～0.037																																																																																																																			
調査地点	夏季	秋季	冬季	春季																																																																																																																		
対象事業実施区域	0.004	0.002	0.002	<0.002																																																																																																																		
周辺地域 4地点	0.004	<0.002	<0.002	<0.002																																																																																																																		
調査地点	平均値	最高値																																																																																																																				
対象事業実施区域	0.041	0.086																																																																																																																				
周辺地域 4地点	0.029 ～0.040	0.047 ～0.087																																																																																																																				
調査地点	期間平均値	期間最高値																																																																																																																				
対象事業実施区域	<4	<4																																																																																																																				
周辺地域 4地点	<4	<4																																																																																																																				
調査地点	期間 平均値	日平均値 の最高値																																																																																																																				
対象事業実施区域	11	25																																																																																																																				
周辺地域 4地点	10～13	24～26																																																																																																																				
調査地点	夏季	秋季	冬季	春季																																																																																																																		
対象事業実施区域	0.02	0.03	0.03	0.03																																																																																																																		
周辺地域 4地点	0.02 ～0.03	0.03	0.03 ～0.08	0.02 ～0.03																																																																																																																		
調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値																																																																																																																			
道路沿道 3地点	0.015 ～0.016	0.059 ～0.062	0.036 ～0.038																																																																																																																			
調査地点	期間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値																																																																																																																			
道路沿道 3地点	0.022 ～0.023	0.080 ～0.083	0.045 ～0.046																																																																																																																			

注1)「周辺地域」…環境大気の現地調査で周辺地域に設定した調査地点（対象事業実施区域北側住宅地、西側住宅地、南側住宅地及び東側住宅地）をまとめたものである。

2)「道路沿道」…沿道大気の現地調査で設定した調査地点（市道幹線第50号線東側区間、同西側区間、市道幹線第59号線南側区間）をまとめたものである。

調査結果（沿道大気、地上気象、上層気象、交通量）

<沿道大気>

○炭化水素

指針値（午前6時から午前9時までの3時間  
 平均値0.20ppmC～0.31ppmC）を下回っていた。

(mg/m<sup>3</sup>)

調査地点	期 間 平均値	1時間値 の最高値	3時間 平均値
沿道3地点	0.09 ～0.14	0.86 ～2.15	0.10 ～0.14

○微小粒子状物質

環境基準値（年平均値15μg/m<sup>3</sup>、日平均  
 値35μg/m<sup>3</sup>）以下であった。

(μg/m<sup>3</sup>)

調査地点	期 間 平均値	日平均値 の最高値
沿道3地点	14～15	29～30

○浮遊粉じん

0.03～0.04mg/m<sup>3</sup>であった。

(mg/m<sup>3</sup>)

調査地点	夏季	秋季	冬季	春季
沿道3地点	0.03	0.03	0.04	0.03 ～0.04

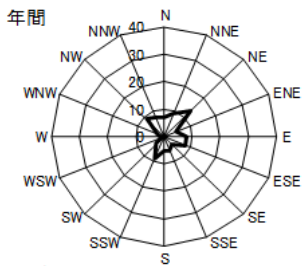
<地上気象>

対象事業実施区域における最多風向は北  
 東で、月平均風速は2.3～3.5m/sであった。

また、月平均気温は4.3～28.6℃、月平均湿度は46～73%、月平均日射量は0.08～0.23kW/m<sup>2</sup>、月平均放射収支量は0.02～0.15kW/m<sup>2</sup>であった。

(対象事業実施区域)

項目	年間	冬季	春季	夏季	秋季
平均風速 (m/s)	2.9	2.8	3.0	3.2	2.6
最多風向	NW	NE, NW	E, NE , SSW	SSW	NNE, NE



単位：% Calm: 0.4%

注) Calmは静穏(0.4m/s以下)を示す。

年間風配図（対象事業実施区域）

<上層気象>

対象事業実施区域上空において、計224回  
 の調査のうち156回（約30%）で逆転層が確  
 認された。

全期間

高度(m)	50	100	150	200
平均風速 (m/s)	2.6	3.9	4.9	5.5
最多風向	NW	NW	NW	NW
平均気温	16.1	15.6	15.3	15.0

高度(m)	300	500	1,000	1,500
平均風速 (m/s)	6.1	6.8	7.5	7.4
最多風向	NW	NW	NW	SW
平均気温	14.4	13.2	10.0	7.0

<交通量>

交通量調査結果は、以下に示すとおりであ  
 った。

交通量調査結果（24時間）

調査地点	交通量 (台/日)	走行速度 (km/h)
市道幹線第50号東側区間	5,842	53
市道幹線第50号西側区間	24,420	46
市道幹線第59号南側区間	13,696	46

## 8.1.2 予測結果の概要

予測結果 (大気質(1))																																																																																													
<p>&lt;工事中&gt;</p> <p>○建設機械の稼働 (二酸化窒素) (年平均値 : ppm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大着地濃度出現地点</td> <td>0.01338</td> <td>0.027</td> </tr> <tr> <td>周辺地域4地点</td> <td>0.00018 ~0.00074</td> <td>0.014 ~0.016</td> </tr> </tbody> </table> <p>○建設機械の稼働 (粉じん) 既存施設稼働中の現況において、粉じんの飛散による問題が生じておらず、また、粉じんの発生する可能性がある気象条件の出現割合 (0.8%) は小さい状況であり、さらには粉じん対策 (後掲「環境の保全に関する配慮方針」参照) を実施することから、粉じんの飛散による周辺地域への影響は小さいものと予測される。</p> <p>○資材運搬等の車両の走行 (二酸化窒素) (年平均値 : ppm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路沿道3地点</td> <td>0.000014 ~0.000050</td> <td>0.015~0.016</td> </tr> </tbody> </table> <p>○資材運搬等の車両の走行 (粉じん) 既存施設稼働中の現況において、粉じんの飛散による問題が生じておらず、また、粉じんの発生する可能性がある気象条件の出現割合 (1.0%) は小さい状況であり、さらには粉じん対策 (後掲「環境の保全に関する配慮方針」参照) を実施することから、粉じんの飛散による周辺地域への影響は小さいものと予測される。</p> <p>&lt;存在・供用時&gt;</p> <p>予測結果は、2種類の予測時期のうち、寄与濃度が高い方の値を示す。</p> <p>○施設の稼働 (二酸化窒素) (年平均値 : ppm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大着地濃度出現地点</td> <td>0.000084</td> <td>0.014</td> </tr> <tr> <td>周辺地域4地点</td> <td>0.000028 ~0.000054</td> <td>0.013~0.015</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1時間値 : ppm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大着地濃度出現地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風下240m</td> <td>0.0090</td> <td>0.018</td> </tr> </tbody> </table>			予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	最大着地濃度出現地点	0.01338	0.027	周辺地域4地点	0.00018 ~0.00074	0.014 ~0.016	予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	道路沿道3地点	0.000014 ~0.000050	0.015~0.016	予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	最大着地濃度出現地点	0.000084	0.014	周辺地域4地点	0.000028 ~0.000054	0.013~0.015	最大着地濃度出現地点	寄与濃度	将来予測濃度	風下240m	0.0090	0.018	<p>○施設の稼働 (二酸化硫黄) (年平均値 : ppm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大着地濃度出現地点</td> <td>0.000017</td> <td>0.001</td> </tr> <tr> <td>周辺地域4地点</td> <td>0.000006 ~0.000011</td> <td>0.001</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1時間値 : ppm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大着地濃度出現地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風下240m</td> <td>0.0022</td> <td>0.064</td> </tr> </tbody> </table> <p>○施設の稼働 (浮遊粒子状物質) (年平均値 : mg/m<sup>3</sup>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大着地濃度出現地点</td> <td>0.000017</td> <td>0.017</td> </tr> <tr> <td>周辺地域4地点</td> <td>0.000006 ~0.000011</td> <td>0.016~0.018</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1時間値 : mg/m<sup>3</sup>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大着地濃度出現地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風下240m</td> <td>0.0022</td> <td>0.072</td> </tr> </tbody> </table> <p>○施設の稼働 (塩化水素) (年平均値 : ppm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大着地濃度出現地点</td> <td>0.000017</td> <td>0.000267</td> </tr> <tr> <td>周辺地域4地点</td> <td>0.000006 ~0.000011</td> <td>0.000256 ~0.000261</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1時間値 : ppm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大着地濃度出現地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風下240m</td> <td>0.0022</td> <td>0.006</td> </tr> </tbody> </table> <p>○施設の稼働 (ダイオキシン類) (年平均値 : pg-TEQ/m<sup>3</sup>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大着地濃度出現地点</td> <td>0.000084</td> <td>0.036</td> </tr> <tr> <td>周辺地域4地点</td> <td>0.000028 ~0.000054</td> <td>0.029~0.040</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1時間値 : pg-TEQ/m<sup>3</sup>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大着地濃度出現地点</th> <th>寄与濃度</th> <th>将来予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風下240m</td> <td>0.0111</td> <td>0.083</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	最大着地濃度出現地点	0.000017	0.001	周辺地域4地点	0.000006 ~0.000011	0.001	最大着地濃度出現地点	寄与濃度	将来予測濃度	風下240m	0.0022	0.064	予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	最大着地濃度出現地点	0.000017	0.017	周辺地域4地点	0.000006 ~0.000011	0.016~0.018	最大着地濃度出現地点	寄与濃度	将来予測濃度	風下240m	0.0022	0.072	予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	最大着地濃度出現地点	0.000017	0.000267	周辺地域4地点	0.000006 ~0.000011	0.000256 ~0.000261	最大着地濃度出現地点	寄与濃度	将来予測濃度	風下240m	0.0022	0.006	予測地点	寄与濃度	将来予測濃度	最大着地濃度出現地点	0.000084	0.036	周辺地域4地点	0.000028 ~0.000054	0.029~0.040	最大着地濃度出現地点	寄与濃度	将来予測濃度	風下240m	0.0111	0.083
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																											
最大着地濃度出現地点	0.01338	0.027																																																																																											
周辺地域4地点	0.00018 ~0.00074	0.014 ~0.016																																																																																											
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																											
道路沿道3地点	0.000014 ~0.000050	0.015~0.016																																																																																											
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																											
最大着地濃度出現地点	0.000084	0.014																																																																																											
周辺地域4地点	0.000028 ~0.000054	0.013~0.015																																																																																											
最大着地濃度出現地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																											
風下240m	0.0090	0.018																																																																																											
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																											
最大着地濃度出現地点	0.000017	0.001																																																																																											
周辺地域4地点	0.000006 ~0.000011	0.001																																																																																											
最大着地濃度出現地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																											
風下240m	0.0022	0.064																																																																																											
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																											
最大着地濃度出現地点	0.000017	0.017																																																																																											
周辺地域4地点	0.000006 ~0.000011	0.016~0.018																																																																																											
最大着地濃度出現地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																											
風下240m	0.0022	0.072																																																																																											
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																											
最大着地濃度出現地点	0.000017	0.000267																																																																																											
周辺地域4地点	0.000006 ~0.000011	0.000256 ~0.000261																																																																																											
最大着地濃度出現地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																											
風下240m	0.0022	0.006																																																																																											
予測地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																											
最大着地濃度出現地点	0.000084	0.036																																																																																											
周辺地域4地点	0.000028 ~0.000054	0.029~0.040																																																																																											
最大着地濃度出現地点	寄与濃度	将来予測濃度																																																																																											
風下240m	0.0111	0.083																																																																																											



予測結果（大気質(2)）

○施設の稼働（水銀）

(年平均値： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
最大着地濃度出現地点	0.000050	<0.004
周辺地域4地点	0.000017 ~0.000033	<0.004

(1時間値： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

最大着地濃度出現地点	寄与濃度	将来予測濃度
風下240m	0.0067	0.007

○新粗大ごみ処理施設の稼働に伴う粉じん

既存施設稼働中の現況において、粉じんの飛散による問題が生じておらず、粉じん対策（後掲「環境の保全に関する配慮方針」参照）を実施することから、粉じんの飛散による影響は小さく抑えられるものと予測される。

○廃棄物運搬車両等の走行（二酸化窒素）

(年平均値：ppm)

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
道路沿道3地点	0.000015 ~0.000051	0.015~0.016

○廃棄物運搬車両等の走行（浮遊粒子状物質）

(年平均値： $\text{mg}/\text{m}^3$ )

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
道路沿道3地点	0.000001 ~0.000002	0.022~0.023

○廃棄物運搬車両等の走行（炭化水素）

(6時~9時の年平均値：ppmC)

予測地点	寄与濃度	将来予測濃度
道路沿道3地点	0.000001 ~0.000004	2.020~2.080

### 8.1.3 評価結果の概要

評価結果（大気質(1)）																									
<p>&lt;工事中&gt; ○建設機械の稼働</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械は実行可能な範囲で、排出ガス対策型の機種を使用する。</li> <li>建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。</li> <li>建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p><b>1 環境影響の回避・低減に係る評価</b> 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は、小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p><b>2 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</b> <b>(1) 二酸化窒素</b> 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果（日平均値の年間 98%値）は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素</td> <td>日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(2) 粉じん</b> 既存施設稼働中の現況において、粉じんの飛散による問題が生じておらず、また、粉じんの発生する可能性がある気象条件の出現割合（0.8%）は小さい状況であり、さらには粉じん対策（「環境の保全に関する配慮方針」参照）を実施することから、粉じんの飛散による周辺地域への影響は小さく抑えられると予測される。 以上により、周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粉じん</td> <td>周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないこと</td> </tr> </tbody> </table>	環境の保全に関する配慮方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械は実行可能な範囲で、排出ガス対策型の機種を使用する。</li> <li>建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。</li> <li>建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等</li> </ul>		項目	環境保全目標	二酸化窒素	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	項目	環境保全目標	粉じん	周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないこと	<p>○資材運搬等の車両の走行</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>資材運搬等の車両は実行可能な範囲で、最新の排出ガス規制適合車及び低燃費車、九都県市粒子状物質減少装置装着適合車等の低公害車を使用する。</li> <li>通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前 7 時から午後 6 時までの運行計画とする。</li> <li>資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p><b>1 環境影響の回避・低減に係る評価</b> 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響は、小さいものに抑えられると考えられることから、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p><b>2 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</b> <b>(1) 二酸化窒素</b> 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の将来予測結果（日平均値の年間 98%値）は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素</td> <td>日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(2) 粉じん</b> 既存施設稼働中の現況において、粉じんの飛散による問題が生じておらず、また、粉じんの発生する可能性がある気象条件の出現割合（1.0%）は小さい状況であり、さらには粉じん対策（「環境の保全に関する配慮方針」参照）を実施することから、粉じんの飛散による周辺地域への影響は小さく抑えられると予測される。 以上により、周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粉じん</td> <td>周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないこと</td> </tr> </tbody> </table>	環境の保全に関する配慮方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>資材運搬等の車両は実行可能な範囲で、最新の排出ガス規制適合車及び低燃費車、九都県市粒子状物質減少装置装着適合車等の低公害車を使用する。</li> <li>通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前 7 時から午後 6 時までの運行計画とする。</li> <li>資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。等</li> </ul>		項目	環境保全目標	二酸化窒素	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	項目	環境保全目標	粉じん	周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないこと
環境の保全に関する配慮方針																									
<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械は実行可能な範囲で、排出ガス対策型の機種を使用する。</li> <li>建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。</li> <li>建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等</li> </ul>																									
項目	環境保全目標																								
二酸化窒素	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下																								
項目	環境保全目標																								
粉じん	周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないこと																								
環境の保全に関する配慮方針																									
<ul style="list-style-type: none"> <li>資材運搬等の車両は実行可能な範囲で、最新の排出ガス規制適合車及び低燃費車、九都県市粒子状物質減少装置装着適合車等の低公害車を使用する。</li> <li>通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前 7 時から午後 6 時までの運行計画とする。</li> <li>資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。等</li> </ul>																									
項目	環境保全目標																								
二酸化窒素	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下																								
項目	環境保全目標																								
粉じん	周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないこと																								

評価結果（大気質（2））

<存在・供用時>

○施設の稼働（ばい煙の排出）

環境の保全に関する配慮方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準を遵守するとともに、自主規制値を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。</li> <li>・燃焼ガス冷却設備及びバグフィルタ等により構成される排出ガス処理施設を設置し、適正な運転・管理を行う。</li> <li>・粉じんの発生する場所には、集じん機を設置し、除じんした後、屋外に排気する。等</li> </ul>

1 環境影響の回避・低減に係る評価

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、周辺地域への大気質の影響は小さく抑えられると考えられることから、施設の稼働に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り減されると評価した。

2 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

(1) 年平均値（年間 98% 値、2% 除外値）

施設の稼働に伴う大気質の予測結果は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標（年平均値）

項目	環境保全目標
二酸化硫黄	2%除外値が 0.04ppm 以下
二酸化窒素	年間 98%値が 0.04ppm～0.06ppm 以下
浮遊粒子状物質	2%除外値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下
塩化水素	0.02ppm 以下
水 銀	0.04µg/m <sup>3</sup> 以下
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

(2) 1 時間値

施設の稼働に伴う大気質の予測結果は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標（1 時間値）

項目	環境保全目標
二酸化硫黄	0.1ppm 以下
二酸化窒素	0.1～0.2ppm 以下
浮遊粒子状物質	0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下
塩化水素	0.02ppm 以下
水 銀	0.04µg/m <sup>3</sup> 以下
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

(3) 粉じん

既存施設稼働中の現況において、粉じんの飛散による問題が生じておらず、新粗大ごみ処理施設においても粉じん対策（「環境の保全に関する配慮方針」参照）を実施することで、粉じんの飛散による周辺地域への影響は小さく抑えられ、周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
粉じん	周辺地域の住民の日常生活に支障を及ぼさないこと

○廃棄物運搬車両等の走行

環境の保全に関する配慮方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物運搬車両による環境負荷を低減するため、天然ガス収集車の導入を推進するとともに、ハイブリッド収集車をはじめとする次世代自動車に関する情報を収集し、導入を図る。</li> <li>・廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。</li> <li>・廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。等</li> </ul>

1 環境影響の回避・低減に係る評価

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、廃棄物運搬車両等の走行に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

同時稼働時及び単独稼働時ともに、廃棄物運搬車両等の走行に伴う大気質の予測結果は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
二酸化窒素	日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質	日平均値の 2%除外値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下
炭化水素	午前 6 時～9 時の 3 時間平均値が 0.20ppmC～0.31ppmC 以下

## 8.2 騒音・低周波音

### 8.2.1 調査結果の概要

調査結果（工場騒音・環境騒音・道路交通騒音・低周波音）																																							
<p>&lt;工場騒音&gt; 既存施設の稼働時における工場騒音は、昼間の平日、夜間の平日・休日、自主規制値を上回っていた。その要因としては、場内の作業音・機械音、周辺地域からの環境音、周辺の排水路の水音が影響したと考えられる。 (L<sub>5</sub>: dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>区分</th> <th>朝 6~8時</th> <th>昼間 8~19時</th> <th>夕 19~22時</th> <th>夜間 22~6時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">敷地境界 4地点</td> <td>平日</td> <td>50 以下</td> <td>59 以下</td> <td>47 以下</td> <td>48 以下</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>48 以下</td> <td>48 以下</td> <td>46 以下</td> <td>46 以下</td> </tr> <tr> <td>自主規制値</td> <td>—</td> <td>50</td> <td>55</td> <td>50</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table>			調査地点	区分	朝 6~8時	昼間 8~19時	夕 19~22時	夜間 22~6時	敷地境界 4地点	平日	50 以下	59 以下	47 以下	48 以下	休日	48 以下	48 以下	46 以下	46 以下	自主規制値	—	50	55	50	45	<p>&lt;低周波音&gt; 既存施設の稼働時における低周波音は、G特性等価音圧レベルが、「閾値」を下回っていた。 ◇G特性等価音圧レベル (dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>曜日</th> <th>全日 0~24時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">敷地境界4地点</td> <td>平日</td> <td>71~74</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>69~73</td> </tr> <tr> <td>閾値</td> <td>—</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) G特性…1~80Hzの低周波音の人体感覚を評価するための周波数補正特性 (ISO 7196) 2) 閾値とは、ISO 7196において平均的な被験者が知覚できるとされる音圧レベル。</p>			調査地点	曜日	全日 0~24時	敷地境界4地点	平日	71~74	休日	69~73	閾値	—	100
調査地点	区分	朝 6~8時	昼間 8~19時	夕 19~22時	夜間 22~6時																																		
敷地境界 4地点	平日	50 以下	59 以下	47 以下	48 以下																																		
	休日	48 以下	48 以下	46 以下	46 以下																																		
自主規制値	—	50	55	50	45																																		
調査地点	曜日	全日 0~24時																																					
敷地境界4地点	平日	71~74																																					
	休日	69~73																																					
閾値	—	100																																					
<p>&lt;環境騒音&gt; 既存施設の稼働時における周辺地域の環境騒音は、環境基準を下回っていた。 (L<sub>Aeq</sub>: dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>曜日</th> <th>昼間 6~22時</th> <th>夜間 22~6時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">周辺地域 4地点</td> <td>平日</td> <td>47~50</td> <td>40~43</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>44~47</td> <td>38~40</td> </tr> <tr> <td>環境基準</td> <td>—</td> <td>55</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table>			調査地点	曜日	昼間 6~22時	夜間 22~6時	周辺地域 4地点	平日	47~50	40~43	休日	44~47	38~40	環境基準	—	55	45	<p>&lt;交通量&gt; 道路交通騒音調査時間帯の16時間交通量の調査結果は、以下に示すとおりであった。 (16時間)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>交通量 (台/16時間)</th> <th>走行速度 (km/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道幹線第50号東側区間</td> <td>5,482</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>市道幹線第50号西側区間</td> <td>22,834</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>市道幹線第59号南側区間</td> <td>12,533</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 16時間…6時~22時</p>			調査地点	交通量 (台/16時間)	走行速度 (km/h)	市道幹線第50号東側区間	5,482	56	市道幹線第50号西側区間	22,834	48	市道幹線第59号南側区間	12,533	46							
調査地点	曜日	昼間 6~22時	夜間 22~6時																																				
周辺地域 4地点	平日	47~50	40~43																																				
	休日	44~47	38~40																																				
環境基準	—	55	45																																				
調査地点	交通量 (台/16時間)	走行速度 (km/h)																																					
市道幹線第50号東側区間	5,482	56																																					
市道幹線第50号西側区間	22,834	48																																					
市道幹線第59号南側区間	12,533	46																																					
<p>&lt;道路交通騒音&gt; 既存施設の稼働時における道路交通騒音は、環境基準を下回っていた。 (L<sub>Aeq</sub>: dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>曜日</th> <th>昼間 6時~22時</th> <th>環境 基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道幹線第50号東側区間</td> <td rowspan="3">平日</td> <td>63</td> <td rowspan="3">70</td> </tr> <tr> <td>市道幹線第50号西側区間</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>市道幹線第59号南側区間</td> <td>64</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table>			調査地点	曜日	昼間 6時~22時	環境 基準	市道幹線第50号東側区間	平日	63	70	市道幹線第50号西側区間	67	市道幹線第59号南側区間	64	65																								
調査地点	曜日	昼間 6時~22時	環境 基準																																				
市道幹線第50号東側区間	平日	63	70																																				
市道幹線第50号西側区間		67																																					
市道幹線第59号南側区間		64		65																																			

### 8.2.2 予測結果の概要

予測結果（騒音・低周波音(1)）																											
<p>&lt;工事中&gt; ○建設機械の稼働（建設作業騒音） (L<sub>5</sub>: dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>騒音レベル 予測結果 (L<sub>5</sub>)</th> <th>規制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大値出現地点</td> <td>77</td> <td rowspan="2">85</td> </tr> <tr> <td>敷地境界4地点</td> <td>47~71</td> </tr> </tbody> </table>		予測地点	騒音レベル 予測結果 (L <sub>5</sub> )	規制基準	最大値出現地点	77	85	敷地境界4地点	47~71	<p>○資材運搬等の車両の走行（道路交通騒音） (L<sub>Aeq</sub>: dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>騒音レベル 増加分</th> <th>将来 予測結果</th> <th>環境 基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道幹線第50号東側区間</td> <td>0.1</td> <td>64</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>市道幹線第50号西側区間</td> <td>0.0</td> <td>67</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>市道幹線第59号南側区間</td> <td>0.2</td> <td>64</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 昼間：6時~22時</p>		予測地点	騒音レベル 増加分	将来 予測結果	環境 基準	市道幹線第50号東側区間	0.1	64	70	市道幹線第50号西側区間	0.0	67	70	市道幹線第59号南側区間	0.2	64	65
予測地点	騒音レベル 予測結果 (L <sub>5</sub> )	規制基準																									
最大値出現地点	77	85																									
敷地境界4地点	47~71																										
予測地点	騒音レベル 増加分	将来 予測結果	環境 基準																								
市道幹線第50号東側区間	0.1	64	70																								
市道幹線第50号西側区間	0.0	67	70																								
市道幹線第59号南側区間	0.2	64	65																								

予測結果（騒音・低周波音(2)）

＜存在・供用時＞

予測結果は、2種類の予測時期のうち、高い方の値を示す。

○施設の稼働（工場騒音）

(L<sub>10</sub> : dB)

予測地点	朝 6～8時	昼間 8～19時	夕 19～22時	夜間 22～6時
最大値出現地点	46	43	43	43
敷地境界4地点	44～ 48	42～ 48	43～ 46	39～ <u>46</u>
自主規制値	50	55	50	45

注1) 斜体で下線は、自主規制値を上回ったことを示す。  
2) 周辺地域4地点における工場騒音レベルは、50dB以下と予測される。

○施設の稼働（低周波音）

新施設の稼働時における低周波音（G特性音圧レベル）は、人が感じ始める閾値（100dB）を下回り、1/3オクターブバンド音圧レベルは、物的苦情に関する参照値を下回ると予測される。

○廃棄物運搬車両等の走行（道路交通騒音）

(L<sub>Aeq</sub> : dB)

予測地点	騒音レベル 増加分	将来 予測結果	環境 基準
市道幹線第50号東側区間	0.6	64	70
市道幹線第50号西側区間	0.1	67	70
市道幹線第59号南側区間	0.2	64	65

注) 昼間：6時～22時

8.2.3 評価結果の概要

評価結果（騒音・低周波音(1)）

＜工事中＞

○建設機械の稼働（建設作業騒音）

環境の保全に関する配慮方針

- ・建設機械は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を使用する。
- ・建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。
- ・建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

敷地境界上における建設作業騒音レベルの予測結果は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
騒音レベル	特定建設作業騒音の規制基準 (L <sub>a5</sub> ) ：敷地境界で 85dB 以下

○資材運搬等の車両の走行（道路交通騒音）

環境の保全に関する配慮方針

- ・通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前7時から午後6時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、事前に周知を図る。
- ・資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。等

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

道路交通騒音レベルの予測結果は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
騒音レベル	道路に面する地域、または幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準 (L <sub>Aeq</sub> ) ：(昼間) 70dB 以下 or 65dB 以下 (夜間) 65dB 以下 or 60dB 以下

評価結果（騒音・低周波音(2)）

<存在・供用時>

○施設の稼働（工場騒音）

環境の保全に関する配慮方針

- ・設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を採用する。
- ・設備機器は実行可能な範囲で、地下や建築物内に配置し、騒音の施設外部への伝播の防止に努める。
- ・建築物等による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸排気口の位置に留意して、設備機器の配置を検討する。等

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、施設の稼働に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

敷地境界について、同時稼働時の予測結果は、No.1 地点（敷地境界（北側））の夜間のみ自主規制値を超過するものの、新施設の稼働に伴い発生する騒音レベルは 23dB であり、既存施設の騒音レベルと比較し無視できるほど小さな値である。また、単独稼働時の予測結果は、全ての地点、全ての時間帯で自主規制値を下回っている。

以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

周辺地域について、同時稼働時及び単独稼働時ともに、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
騒音レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定工場等に係る規制基準を基本にして設定された自主規制値（<math>L_{A5}</math>） 敷地境界：（朝・夕）50dB 以下 （昼間）55dB 以下 （夜間）45dB 以下</li> <li>・一般地域の環境基準（<math>L_{Aeq}</math>） ：（昼間）55dB 以下 （夜間）45dB 以下</li> </ul>

○施設の稼働（低周波音）

環境の保全に関する配慮方針

- ・設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を採用する。
- ・設備機器は実行可能な範囲で、地下や建築物内に配置し、騒音の施設外部への伝播の防止に努める。
- ・建築物等による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸排気口の位置に留意して、設備機器の配置を検討する。等

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、施設の稼働に伴う低周波音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

G 特性音圧レベル及び 1/3 オクターブバンド音圧レベルの予測結果は、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
低周波音音圧レベル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（感覚閾値）G 特性音圧レベル：100dB</li> <li>・（建物がガタツキ始める閾値）1/3 オクターブバンド音圧レベル：5Hz：70dB、10Hz：73dB、20Hz：80dB 40Hz：93dB、50Hz：99dB</li> </ul>

○廃棄物運搬車両等の走行（道路交通騒音）

環境の保全に関する配慮方針

- ・廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として土曜日・日曜日に行わず、受け入れ時間は午前 8 時から午後 4 時までとする。
- ・廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。
- ・廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。等

1 影響の回避・低減の観点

「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

道路交通騒音レベルの予測結果は、同時稼働時及び単独稼働時ともに、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

項目	環境保全目標
騒音レベル	道路に面する地域、または幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（ $L_{Aeq}$ ） ：（昼間）70dB 以下 or 65dB 以下 （夜間）65dB 以下 or 60dB 以下

### 8.3 振動

#### 8.3.1 調査結果の概要

調査結果（工場振動・環境振動・道路交通振動）																																					
<p><b>&lt;工場振動&gt;</b>                      既存施設の稼働時における工場振動は、特定工場等の規制基準を下回っていた。                      (L<sub>10</sub> : dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>曜日</th> <th>朝 6~8時</th> <th>昼間 8~19時</th> <th>夕 19~22時</th> <th>夜間 22~6時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">敷地境界 4地点</td> <td>平日</td> <td>36 以下</td> <td>40 以下</td> <td>35 以下</td> <td>34 以下</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>33 以下</td> <td>33 以下</td> <td>34 以下</td> <td>33 以下</td> </tr> <tr> <td>規制基準</td> <td>—</td> <td>55</td> <td>60</td> <td>55</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table>			調査地点	曜日	朝 6~8時	昼間 8~19時	夕 19~22時	夜間 22~6時	敷地境界 4地点	平日	36 以下	40 以下	35 以下	34 以下	休日	33 以下	33 以下	34 以下	33 以下	規制基準	—	55	60	55	55	<p><b>&lt;道路交通振動&gt;</b>                      既存施設の稼働時における道路交通振動は、要請限度を下回っていた。                      (L<sub>10</sub> : dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>昼間 8時~19時</th> <th>夜間 7時~8時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路沿道3地点</td> <td>42~50</td> <td>39~52</td> </tr> <tr> <td>要請限度</td> <td>65</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>			調査地点	昼間 8時~19時	夜間 7時~8時	道路沿道3地点	42~50	39~52	要請限度	65	60
調査地点	曜日	朝 6~8時	昼間 8~19時	夕 19~22時	夜間 22~6時																																
敷地境界 4地点	平日	36 以下	40 以下	35 以下	34 以下																																
	休日	33 以下	33 以下	34 以下	33 以下																																
規制基準	—	55	60	55	55																																
調査地点	昼間 8時~19時	夜間 7時~8時																																			
道路沿道3地点	42~50	39~52																																			
要請限度	65	60																																			
<p><b>&lt;環境振動&gt;</b>                      既存施設の稼働時における周辺地域の環境振動は、朝36dB以下、昼間37dB以下、夕28dB以下、夜間25dB以下であった。                      (L<sub>10</sub> : dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>曜日</th> <th>朝 6~8時</th> <th>昼間 8~19時</th> <th>夕 19~22時</th> <th>夜間 22~6時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">周辺地域 4地点</td> <td>平日</td> <td>36 以下</td> <td>37 以下</td> <td>28 以下</td> <td>25 以下</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>27 以下</td> <td>29 以下</td> <td>25 以下</td> <td>25 未満</td> </tr> </tbody> </table>			調査地点	曜日	朝 6~8時	昼間 8~19時	夕 19~22時	夜間 22~6時	周辺地域 4地点	平日	36 以下	37 以下	28 以下	25 以下	休日	27 以下	29 以下	25 以下	25 未満	<p><b>&lt;交通量&gt;</b>                      道路交通振動調査時間帯の12時間交通量の調査結果は、以下に示すとおりであった。                      (7時~19時)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>交通量 (台/12時間)</th> <th>走行速度 (km/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道幹線第50号東側区間</td> <td>4,763</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>市道幹線第50号西側区間</td> <td>18,611</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>市道幹線第59号南側区間</td> <td>10,135</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table>			調査地点	交通量 (台/12時間)	走行速度 (km/h)	市道幹線第50号東側区間	4,763	53	市道幹線第50号西側区間	18,611	46	市道幹線第59号南側区間	10,135	44			
調査地点	曜日	朝 6~8時	昼間 8~19時	夕 19~22時	夜間 22~6時																																
周辺地域 4地点	平日	36 以下	37 以下	28 以下	25 以下																																
	休日	27 以下	29 以下	25 以下	25 未満																																
調査地点	交通量 (台/12時間)	走行速度 (km/h)																																			
市道幹線第50号東側区間	4,763	53																																			
市道幹線第50号西側区間	18,611	46																																			
市道幹線第59号南側区間	10,135	44																																			

#### 8.3.2 予測結果の概要

予測結果（振動）																																	
<p><b>&lt;工事中&gt;</b>                      ○建設機械の稼働（建設作業振動）                      (L<sub>10</sub> : dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>振動レベル (L<sub>5</sub>)</th> <th>規制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大値出現地点</td> <td>65</td> <td rowspan="2">75</td> </tr> <tr> <td>敷地境界4地点</td> <td>49~59</td> </tr> </tbody> </table>			予測地点	振動レベル (L <sub>5</sub> )	規制基準	最大値出現地点	65	75	敷地境界4地点	49~59	<p><b>&lt;存在・供用時&gt;</b>                      予測結果は、2種類の予測時期のうち、高い方の値を示す。                      ○施設の稼働（工場振動）                      (L<sub>10</sub> : dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>朝 6~8時</th> <th>昼間 8~19時</th> <th>夕 19~22時</th> <th>夜間 22~6時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大値出現地点</td> <td>53</td> <td>53</td> <td>53</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>敷地境界4地点</td> <td>40~ 53</td> <td>40~ 53</td> <td>40~ 53</td> <td>40~ 53</td> </tr> <tr> <td>規制基準</td> <td>55</td> <td>60</td> <td>55</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table>			予測地点	朝 6~8時	昼間 8~19時	夕 19~22時	夜間 22~6時	最大値出現地点	53	53	53	53	敷地境界4地点	40~ 53	40~ 53	40~ 53	40~ 53	規制基準	55	60	55	55
予測地点	振動レベル (L <sub>5</sub> )	規制基準																															
最大値出現地点	65	75																															
敷地境界4地点	49~59																																
予測地点	朝 6~8時	昼間 8~19時	夕 19~22時	夜間 22~6時																													
最大値出現地点	53	53	53	53																													
敷地境界4地点	40~ 53	40~ 53	40~ 53	40~ 53																													
規制基準	55	60	55	55																													
<p>○資材運搬等の車両の走行（道路交通振動）                      (L<sub>10</sub> : dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>増加する 振動レベル</th> <th>将来 予測結果</th> <th>要請 限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道路沿道 3地点</td> <td>昼間</td> <td>0.1~0.9</td> <td>43~50</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>0.1~0.9</td> <td>40~52</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>			予測地点	増加する 振動レベル	将来 予測結果	要請 限度	道路沿道 3地点	昼間	0.1~0.9	43~50	65	夜間	0.1~0.9	40~52	60	<p>注) 周辺地域4地点における工場振動レベルは、41dB以下と予測される。                      ○廃棄物運搬車両等の走行（道路交通振動）                      (L<sub>10</sub> : dB)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>増加する 振動レベル</th> <th>将来 予測結果</th> <th>要請 限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道路沿道 3地点</td> <td>昼間</td> <td>0.1~0.9</td> <td>43~50</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>0.0~0.1</td> <td>39~52</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>			予測地点	増加する 振動レベル	将来 予測結果	要請 限度	道路沿道 3地点	昼間	0.1~0.9	43~50	65	夜間	0.0~0.1	39~52	60		
予測地点	増加する 振動レベル	将来 予測結果	要請 限度																														
道路沿道 3地点	昼間	0.1~0.9	43~50	65																													
	夜間	0.1~0.9	40~52	60																													
予測地点	増加する 振動レベル	将来 予測結果	要請 限度																														
道路沿道 3地点	昼間	0.1~0.9	43~50	65																													
	夜間	0.0~0.1	39~52	60																													

### 8.3.3 評価結果の概要

評価結果（振動）																																	
<p>&lt;工事中&gt; ○建設機械の稼働（建設作業振動）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械は実行可能な範囲で、低振動型の機種を使用する。</li> <li>建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。</li> <li>建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、建設機械の稼働に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 敷地境界上における建設作業振動レベルの予測結果は 65dB 以下であり、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>振動レベル</td> <td>特定建設作業振動の規制基準 ：敷地境界で 75dB 以下 (L<sub>10</sub>)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○資材運搬等の車両の走行（道路交通振動）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前 7 時から午後 6 時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、事前に周知を図る。</li> <li>資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。</li> <li>資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 道路交通振動レベルの予測結果は、昼間 50dB 以下、夜間 52dB 以下であり、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>振動レベル</td> <td>道路交通振動の要請限度 ：(昼間) 65dB 以下 (夜間) 60dB 以下</td> </tr> </tbody> </table>	環境の保全に関する配慮方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械は実行可能な範囲で、低振動型の機種を使用する。</li> <li>建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。</li> <li>建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等</li> </ul>		項目	環境保全目標	振動レベル	特定建設作業振動の規制基準 ：敷地境界で 75dB 以下 (L <sub>10</sub> )	環境の保全に関する配慮方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前 7 時から午後 6 時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、事前に周知を図る。</li> <li>資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。</li> <li>資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。等</li> </ul>		項目	環境保全目標	振動レベル	道路交通振動の要請限度 ：(昼間) 65dB 以下 (夜間) 60dB 以下	<p>&lt;存在・供用時&gt; ○施設の稼働（工場振動）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備機器は実行可能な範囲で、低振動型の機種を採用する。</li> <li>特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝播を防止する装置等を設置する。</li> <li>各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、施設の稼働に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 敷地境界上における工場振動の予測結果は 53dB 以下であり、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>振動レベル</td> <td>特定工場等に係る規制基準を基本にして設定した自主規制値 ：(朝・夕・夜間) 55dB 以下 (昼間) 60dB 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>○廃棄物運搬車両等の走行（道路交通振動）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として土曜日・日曜日に行わず、受け入れ時間は午前 8 時から午後 4 時までとする。</li> <li>廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。</li> <li>廃棄物運搬車両等は、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、廃棄物運搬車両等の走行に伴う振動の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 道路交通振動レベルの予測結果は、昼間 50dB 以下、夜間 52dB 以下であり、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>環境保全目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>振動レベル</td> <td>道路交通振動の要請限度 ：(昼間) 65dB 以下 (夜間) 60dB 以下</td> </tr> </tbody> </table>	環境の保全に関する配慮方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>設備機器は実行可能な範囲で、低振動型の機種を採用する。</li> <li>特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝播を防止する装置等を設置する。</li> <li>各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。等</li> </ul>		項目	環境保全目標	振動レベル	特定工場等に係る規制基準を基本にして設定した自主規制値 ：(朝・夕・夜間) 55dB 以下 (昼間) 60dB 以下	環境の保全に関する配慮方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として土曜日・日曜日に行わず、受け入れ時間は午前 8 時から午後 4 時までとする。</li> <li>廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。</li> <li>廃棄物運搬車両等は、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。等</li> </ul>		項目	環境保全目標	振動レベル	道路交通振動の要請限度 ：(昼間) 65dB 以下 (夜間) 60dB 以下
環境の保全に関する配慮方針																																	
<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械は実行可能な範囲で、低振動型の機種を使用する。</li> <li>建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。</li> <li>建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。等</li> </ul>																																	
項目	環境保全目標																																
振動レベル	特定建設作業振動の規制基準 ：敷地境界で 75dB 以下 (L <sub>10</sub> )																																
環境の保全に関する配慮方針																																	
<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前 7 時から午後 6 時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、事前に周知を図る。</li> <li>資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。</li> <li>資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。等</li> </ul>																																	
項目	環境保全目標																																
振動レベル	道路交通振動の要請限度 ：(昼間) 65dB 以下 (夜間) 60dB 以下																																
環境の保全に関する配慮方針																																	
<ul style="list-style-type: none"> <li>設備機器は実行可能な範囲で、低振動型の機種を採用する。</li> <li>特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝播を防止する装置等を設置する。</li> <li>各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。等</li> </ul>																																	
項目	環境保全目標																																
振動レベル	特定工場等に係る規制基準を基本にして設定した自主規制値 ：(朝・夕・夜間) 55dB 以下 (昼間) 60dB 以下																																
環境の保全に関する配慮方針																																	
<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として土曜日・日曜日に行わず、受け入れ時間は午前 8 時から午後 4 時までとする。</li> <li>廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。</li> <li>廃棄物運搬車両等は、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。等</li> </ul>																																	
項目	環境保全目標																																
振動レベル	道路交通振動の要請限度 ：(昼間) 65dB 以下 (夜間) 60dB 以下																																



## 8.4 悪臭

### 8.4.1 調査結果の概要

調査結果（悪臭）			
<b>&lt;悪臭（敷地境界）&gt;</b> 既存施設の稼働時における悪臭の状況は、自主規制値を下回っていた。		<b>&lt;悪臭（周辺地域）&gt;</b> 既存施設の稼働時における周辺地域における悪臭の状況は、自主規制値を下回っていた。（参考）	
調査地点	臭気指数	特定悪臭物質	
風上敷地境界	10未満	自主規制値未満	
風下敷地境界	10未満	自主規制値未満	
注1) 夏季及び冬季の調査結果		注1) 夏季及び冬季の調査結果	
2) 臭気指数の自主規制値は“10未満”。特定悪臭物質の自主規制値は「悪臭防止法」に基づくA区域の規制基準値に同じ。		2) 臭気指数の自主規制値は“10未満”。特定悪臭物質の自主規制値は「悪臭防止法」に基づくA区域の規制基準値に同じ。	

### 8.4.2 予測結果の概要

予測結果（悪臭）	
<b>&lt;存在・供用時&gt;</b> <b>○施設の稼働（悪臭の漏洩）</b> 類似事例調査より、既存施設（西棟）の稼働時における敷地境界での悪臭は、全ての調査地点で臭気指数が10未満であり、戸塚環境センターの自主規制値（臭気指数10以下）を下回っていた。また、特定悪臭物質は、ほとんどの項目が定量下限値未満であり、一部の定量された項目を含めて、自主規制値（「悪臭防止法」に基づくA区域の規制基準値に同じ）を下回っていた。 新焼却処理施設の稼働時においては、既存施設（西棟）と同等またはそれ以上の悪臭対策を講じるため、新施設単独稼働時における周辺環境への影響は、既存施設（西棟）稼働時における悪臭の調査結果と同程度以下（臭気指数10未満、特定悪臭物質はA区域の規制基準値以下）になるものと予測される。	また、新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時においても、既存施設（西棟）稼働時における悪臭の調査結果を考慮すると、新施設単独稼働時と同程度（臭気指数10未満、特定悪臭物質はA区域の規制基準値以下）になるものと予測される。  <b>○煙突から排出される排ガス</b> 気象条件を変えて拡散計算した結果より、最も寄与濃度が高かった予測結果を以下に示す。 新施設の煙突から排出される排ガスの悪臭の影響は、新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時及び新施設の単独稼働時ともに“臭気指数10未満”と予測される。

### 8.4.3 評価結果の概要

評価結果（悪臭）				
<b>&lt;存在・供用時&gt;</b> <b>○施設の稼働</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみピット内を密閉し、負圧を維持するとともに、当該空気を炉内に送り込むことで焼却脱臭する。</li> <li>プラットホームの出入口にエアーカーテン及び自動開閉式電動扉を設置し、悪臭漏洩に努める。</li> <li>ごみピットの投入扉は二重扉とし、悪臭の漏洩防止に努める。等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <b>1 影響の回避・低減の観点</b> 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、施設の稼働に伴う悪臭の影響は、小さいものに抑えられると考えられることか	環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみピット内を密閉し、負圧を維持するとともに、当該空気を炉内に送り込むことで焼却脱臭する。</li> <li>プラットホームの出入口にエアーカーテン及び自動開閉式電動扉を設置し、悪臭漏洩に努める。</li> <li>ごみピットの投入扉は二重扉とし、悪臭の漏洩防止に努める。等</li> </ul>	ら、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。  <b>2 基準・目標等との整合の観点</b> 施設の稼働に伴う悪臭の影響は、新施設の単独稼働時及び新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時ともに、自主規制値を下回ると予測されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。  <b>◇環境保全目標</b> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>           「自主規制値を下回ること」  <ul style="list-style-type: none"> <li>臭気指数…10以下</li> <li>特定悪臭物質…A区域における規制基準に同じ</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	「自主規制値を下回ること」 <ul style="list-style-type: none"> <li>臭気指数…10以下</li> <li>特定悪臭物質…A区域における規制基準に同じ</li> </ul>
環境の保全に関する配慮方針				
<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみピット内を密閉し、負圧を維持するとともに、当該空気を炉内に送り込むことで焼却脱臭する。</li> <li>プラットホームの出入口にエアーカーテン及び自動開閉式電動扉を設置し、悪臭漏洩に努める。</li> <li>ごみピットの投入扉は二重扉とし、悪臭の漏洩防止に努める。等</li> </ul>				
「自主規制値を下回ること」 <ul style="list-style-type: none"> <li>臭気指数…10以下</li> <li>特定悪臭物質…A区域における規制基準に同じ</li> </ul>				

## 8.5 水質

### 8.5.1 調査結果の概要

調査結果（水質・底質）	
<p><b>&lt;綾瀬川の水質・底質&gt;</b>            工事中に、一部の雨水排水が排水される予定である綾瀬川の水質及び底質の状況は、以下に示すとおりである。            綾瀬川の上流側（No.3）では、春季に BOD が、夏季にダイオキシン類が、それぞれ「環境基準」を上回っていた。            夏季のダイオキシン類は、下流側（No.4）においても同時期に「環境基準」を上回っていた。</p>	<p>綾瀬川の上流側（No.3）の底質は、環境基準の設定されているダイオキシン類は、「環境基準」を下回っていた。</p> <p><b>&lt;降雨時調査&gt;</b>            2回の降雨時調査の結果、綾瀬川の SS は最大で 84～160mg/L であった。</p>

### 8.5.2 予測結果の概要

予測結果（水質）	
<p><b>&lt;工事中&gt;</b>  <b>○造成等の工事（SS）</b>            埋設廃棄物層による汚染のおそれがない範囲の雨水排水については、仮設沈砂槽等に集水し、濁りを除去した後、対象事業実施区域の西側の排水路に排水し、綾瀬川に流入する。            仮設沈砂槽等で処理した排水の水質（SS）は、綾瀬川における現地調査結果の水質と同程度以下にすることから、「埼玉県条例施行規則の排水基準」を遵守でき、綾瀬川の水質（SS）を悪化させないものと予測される。</p>	<p><b>○造成等の工事（pH）</b>            工事中において、アルカリ排水の発生のおそれがあると考えられるコンクリート工事の施工範囲等は、埋設廃棄物層の範囲と重なることから、この範囲の排水は公共用水域に排水せず、適切に水質管理を行い、公共下水道に放流するため、綾瀬川の水質（pH）への影響はないものと予測される。</p> <p><b>○造成等の工事（有害物質）</b>            工事中において、有害物質の汚染のおそれがあると考えられる地下水は、適切に処理し、水質を確認した後、公共下水道に放流することから、綾瀬川への影響はないものと予測される。</p>

### 8.5.3 評価結果の概要

評価結果（水質）				
<p><b>&lt;工事中&gt;</b>  <b>○造成等の工事</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋設廃棄物層による汚染のおそれがない範囲の雨水排水については、仮設沈砂槽等に集水し、適切に維持管理を行い、管理目標値以下の SS 濃度に処理して、対象事業実施区域西側の排水路に排水する。</li> <li>・裸地発生箇所には、速やかにシート養生等を行い、土砂流出を防止する。</li> <li>・造成工事後の裸地については、できる限り裸地の時間が短くなるよう早期の緑化に努める。等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p><b>1 影響の回避・低減の観点</b>            「環境の保全に関する配慮方針」を実施す</p>	環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋設廃棄物層による汚染のおそれがない範囲の雨水排水については、仮設沈砂槽等に集水し、適切に維持管理を行い、管理目標値以下の SS 濃度に処理して、対象事業実施区域西側の排水路に排水する。</li> <li>・裸地発生箇所には、速やかにシート養生等を行い、土砂流出を防止する。</li> <li>・造成工事後の裸地については、できる限り裸地の時間が短くなるよう早期の緑化に努める。等</li> </ul>	<p>ることにより、公共用水域の綾瀬川の水質は悪化しないものと予測されることから、水質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されると評価した。</p> <p><b>2 基準・目標等との整合の観点</b>            「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、公共用水域の綾瀬川の水質は悪化しないものと予測されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p><b>◇環境保全目標</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>「公共用水域の綾瀬川の水質を悪化させないこと」</td> </tr> </table>	「公共用水域の綾瀬川の水質を悪化させないこと」
環境の保全に関する配慮方針				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋設廃棄物層による汚染のおそれがない範囲の雨水排水については、仮設沈砂槽等に集水し、適切に維持管理を行い、管理目標値以下の SS 濃度に処理して、対象事業実施区域西側の排水路に排水する。</li> <li>・裸地発生箇所には、速やかにシート養生等を行い、土砂流出を防止する。</li> <li>・造成工事後の裸地については、できる限り裸地の時間が短くなるよう早期の緑化に努める。等</li> </ul>				
「公共用水域の綾瀬川の水質を悪化させないこと」				

## 8.6 地下水

### 8.6.1 調査結果の概要

調査結果（地下水の水質、地下水の水位）	
<p>＜地下水の水質＞</p> <p>○埋設廃棄物層内の宙水の水質（既存資料調査）</p> <p>川口市が実施した、埋設廃棄物層内の宙水を対象とした水質調査の結果、鉛、ふっ素及びダイオキシン類が「地下水の水質汚濁に係る環境基準」を上回っていた。</p> <p>○地下水の水質（現地調査）</p> <p>対象事業実施区域の敷地境界の2か所で、地下水の水質調査を実施した結果、環境基準が設定されている項目は、すべて「地下水の水質汚濁に係る環境基準」を下回っていた。</p>	<p>＜地下水の水位＞</p> <p>○綾瀬川の水位変動（既存資料調査）</p> <p>対象事業実施区域の東側を流れる綾瀬川は、観潮区間に該当し、降雨の影響による変動とは別に、東京湾の潮位変動によるものと考えられる短周期の水位変動がみられる。</p> <p>○地下水の水位（現地調査）</p> <p>対象事業実施区域の敷地境界2か所の地下水位調査の結果、北西側の地点でT.P-2.29m～-3.25m、南東側の地点でT.P-4.02m～-4.42mであり、地下水は西側から綾瀬川が流れている東側に向かって流れているものと推察された。</p>

### 8.6.2 予測結果の概要

予測結果（地下水）	
<p>＜工事中＞</p> <p>○造成等の工事</p> <p>現地調査では、土壌の汚染や地下水の水質汚濁は確認されなかったものの、既存資料調査では、対象事業実施区域内で埋設廃棄物層が広く分布し、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」を上回る濃度で、鉛、ふっ素及びダイオキシン類が、廃棄物層内の含有量試験では「土壌汚染対策法」に基づく含有量基準を</p>	<p>上回る鉛がそれぞれ確認されており、造成等の工事の状況によっては、周辺地域において地下水の汚染の発生の可能性が考えられる。</p> <p>造成等の工事を実施する際には、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することから、造成等の工事の実施に伴い周辺地域に影響を及ぼす可能性は小さいと予測される。</p>

### 8.6.3 評価結果の概要

評価結果（地下水）				
<p>&lt;工事中&gt; ○造成等の工事</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">環境の保全に関する配慮方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 造成等の工事の作業着手前に土壌（廃棄物混在）の調査を実施し、掘削土壌（廃棄物混在）は関係法令に基づき、管理型最終処分場に搬出・処分する。</li> <li>・ 掘削土壌（廃棄物混在）の再利用は実施せず、埋め戻し等に使用する土壌は、汚染の無い土壌の購入により場外から搬入することを基本とする。ただし、掘削土壌のうち、土壌の調査により汚染が無いことが確認された土壌は、可能な範囲で埋め戻し等に使用する。</li> <li>・ 掘削工事等を実施する際には、作業範囲と周辺の地下水及び土壌との接触を避け、周辺の地下水への汚染の拡散をできるかぎり防止するために、SMW、シートパイル、H鋼横矢板等の遮水工法を採用する。 等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p><b>1 影響の回避・低減の観点</b> 造成等の工事にあたっては、掘削工事等により土壌及び地下水の攪乱が生じ、周辺地域において地下水の汚染の発生の可能性が考えられるものの、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、造成等の工事に伴う地下水の水質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p>	環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 造成等の工事の作業着手前に土壌（廃棄物混在）の調査を実施し、掘削土壌（廃棄物混在）は関係法令に基づき、管理型最終処分場に搬出・処分する。</li> <li>・ 掘削土壌（廃棄物混在）の再利用は実施せず、埋め戻し等に使用する土壌は、汚染の無い土壌の購入により場外から搬入することを基本とする。ただし、掘削土壌のうち、土壌の調査により汚染が無いことが確認された土壌は、可能な範囲で埋め戻し等に使用する。</li> <li>・ 掘削工事等を実施する際には、作業範囲と周辺の地下水及び土壌との接触を避け、周辺の地下水への汚染の拡散をできるかぎり防止するために、SMW、シートパイル、H鋼横矢板等の遮水工法を採用する。 等</li> </ul>	<p><b>2 基準・目標等との整合の観点</b> 造成等の工事にあたっては、掘削工事等により土壌及び地下水の攪乱が生じ、周辺地域において地下水の汚染の発生の可能性が考えられるものの、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、周辺地域に影響を及ぼす可能性は小さいと予測されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p><b>◇環境保全目標</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">「周辺地域の地下水の水質が、環境基準を上回らないようにすること」</td> </tr> </table>	「周辺地域の地下水の水質が、環境基準を上回らないようにすること」
環境の保全に関する配慮方針				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 造成等の工事の作業着手前に土壌（廃棄物混在）の調査を実施し、掘削土壌（廃棄物混在）は関係法令に基づき、管理型最終処分場に搬出・処分する。</li> <li>・ 掘削土壌（廃棄物混在）の再利用は実施せず、埋め戻し等に使用する土壌は、汚染の無い土壌の購入により場外から搬入することを基本とする。ただし、掘削土壌のうち、土壌の調査により汚染が無いことが確認された土壌は、可能な範囲で埋め戻し等に使用する。</li> <li>・ 掘削工事等を実施する際には、作業範囲と周辺の地下水及び土壌との接触を避け、周辺の地下水への汚染の拡散をできるかぎり防止するために、SMW、シートパイル、H鋼横矢板等の遮水工法を採用する。 等</li> </ul>				
「周辺地域の地下水の水質が、環境基準を上回らないようにすること」				

## 8.7 土壌

### 8.7.1 調査結果の概要

調査結果（土壌）																																																																																									
<p>＜土壌の状況＞ 対象事業実施区域内の土壌調査結果は下表に示すとおりであり、土壌汚染に係る環境基準を下回っていた。</p>																																																																																									
<p>◇土壌調査結果 (mg/L)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>分析結果</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>カドミウム</td><td>0.001 未満</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>全シアン</td><td>不検出</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>有機燐</td><td>不検出</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>鉛</td><td>0.005 未満</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>六価クロム</td><td>0.02 未満</td><td>0.05 以下</td></tr> <tr><td>砒素</td><td>0.002 未満</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>総水銀</td><td>0.0005 未満</td><td>0.0005 以下</td></tr> <tr><td>アルキル水銀</td><td>不検出</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>PCB</td><td>不検出</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>ジクロロメタン</td><td>0.002 未満</td><td>0.02 以下</td></tr> <tr><td>四塩化炭素</td><td>0.0002 未満</td><td>0.002 以下</td></tr> <tr><td>クロロエチレン</td><td>0.0002 未満</td><td>0.002 以下</td></tr> <tr><td>1,2-ジクロロエタン</td><td>0.0004 未満</td><td>0.004 以下</td></tr> <tr><td>1,1-ジクロロエチレン</td><td>0.002 未満</td><td>0.1 以下</td></tr> <tr><td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td><td>0.001 未満</td><td>0.04 以下</td></tr> <tr><td>1,1,1-トリクロロエタン</td><td>0.001 未満</td><td>1 以下</td></tr> <tr><td>1,1,2-トリクロロエタン</td><td>0.0006 未満</td><td>0.006 以下</td></tr> <tr><td>トリクロロエチレン</td><td>0.001 未満</td><td>0.03 以下</td></tr> <tr><td>テトラクロロエチレン</td><td>0.001 未満</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>1,3-ジクロロプロペン</td><td>0.0002 未満</td><td>0.002 以下</td></tr> <tr><td>チウラム</td><td>0.0006 未満</td><td>0.006 以下</td></tr> <tr><td>シマジン</td><td>0.0003 未満</td><td>0.003 以下</td></tr> <tr><td>チオベンカルブ</td><td>0.002 未満</td><td>0.02 以下</td></tr> <tr><td>ベンゼン</td><td>0.001 未満</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>セレン</td><td>0.002 未満</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>ふっ素</td><td>0.1 未満</td><td>0.8 以下</td></tr> <tr><td>ほう素</td><td>0.1 未満</td><td>1 以下</td></tr> <tr><td>1,4-ジオキサン</td><td>0.005 未満</td><td>0.05 以下</td></tr> </tbody> </table>			項目	分析結果	環境基準	カドミウム	0.001 未満	0.01 以下	全シアン	不検出	検出されないこと	有機燐	不検出	検出されないこと	鉛	0.005 未満	0.01 以下	六価クロム	0.02 未満	0.05 以下	砒素	0.002 未満	0.01 以下	総水銀	0.0005 未満	0.0005 以下	アルキル水銀	不検出	検出されないこと	PCB	不検出	検出されないこと	ジクロロメタン	0.002 未満	0.02 以下	四塩化炭素	0.0002 未満	0.002 以下	クロロエチレン	0.0002 未満	0.002 以下	1,2-ジクロロエタン	0.0004 未満	0.004 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.002 未満	0.1 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.001 未満	0.04 以下	1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	1 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 未満	0.006 以下	トリクロロエチレン	0.001 未満	0.03 以下	テトラクロロエチレン	0.001 未満	0.01 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	0.002 以下	チウラム	0.0006 未満	0.006 以下	シマジン	0.0003 未満	0.003 以下	チオベンカルブ	0.002 未満	0.02 以下	ベンゼン	0.001 未満	0.01 以下	セレン	0.002 未満	0.01 以下	ふっ素	0.1 未満	0.8 以下	ほう素	0.1 未満	1 以下	1,4-ジオキサン	0.005 未満	0.05 以下
項目	分析結果	環境基準																																																																																							
カドミウム	0.001 未満	0.01 以下																																																																																							
全シアン	不検出	検出されないこと																																																																																							
有機燐	不検出	検出されないこと																																																																																							
鉛	0.005 未満	0.01 以下																																																																																							
六価クロム	0.02 未満	0.05 以下																																																																																							
砒素	0.002 未満	0.01 以下																																																																																							
総水銀	0.0005 未満	0.0005 以下																																																																																							
アルキル水銀	不検出	検出されないこと																																																																																							
PCB	不検出	検出されないこと																																																																																							
ジクロロメタン	0.002 未満	0.02 以下																																																																																							
四塩化炭素	0.0002 未満	0.002 以下																																																																																							
クロロエチレン	0.0002 未満	0.002 以下																																																																																							
1,2-ジクロロエタン	0.0004 未満	0.004 以下																																																																																							
1,1-ジクロロエチレン	0.002 未満	0.1 以下																																																																																							
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.001 未満	0.04 以下																																																																																							
1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	1 以下																																																																																							
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 未満	0.006 以下																																																																																							
トリクロロエチレン	0.001 未満	0.03 以下																																																																																							
テトラクロロエチレン	0.001 未満	0.01 以下																																																																																							
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	0.002 以下																																																																																							
チウラム	0.0006 未満	0.006 以下																																																																																							
シマジン	0.0003 未満	0.003 以下																																																																																							
チオベンカルブ	0.002 未満	0.02 以下																																																																																							
ベンゼン	0.001 未満	0.01 以下																																																																																							
セレン	0.002 未満	0.01 以下																																																																																							
ふっ素	0.1 未満	0.8 以下																																																																																							
ほう素	0.1 未満	1 以下																																																																																							
1,4-ジオキサン	0.005 未満	0.05 以下																																																																																							
<p>◇土壌調査結果 (mg/kg (dry))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>分析結果</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>砒素</td><td>&lt;0.5</td><td>15 以下</td></tr> <tr><td>銅</td><td>3.3</td><td>125 以下</td></tr> </tbody> </table>			項目	分析結果	環境基準	砒素	<0.5	15 以下	銅	3.3	125 以下																																																																														
項目	分析結果	環境基準																																																																																							
砒素	<0.5	15 以下																																																																																							
銅	3.3	125 以下																																																																																							
<p>◇土壌調査結果（ダイオキシン類） (pg-TEQ/g)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>分析結果</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>事業実施区域</td><td>500</td><td rowspan="2">1,000 以下</td></tr> <tr><td>周辺地域 4 地点</td><td>0.043～5.8</td></tr> </tbody> </table>			調査地点	分析結果	環境基準	事業実施区域	500	1,000 以下	周辺地域 4 地点	0.043～5.8																																																																															
調査地点	分析結果	環境基準																																																																																							
事業実施区域	500	1,000 以下																																																																																							
周辺地域 4 地点	0.043～5.8																																																																																								
<p>＜地下水の水位・流向・水質の状況＞ ・対象事業実施区域の敷地境界での通年観測結果では、綾瀬川の潮位変動及び降雨による影響により、地下水位が変動していた。 ・地下水の流向は、綾瀬川のある東方向に流れているものと推察された。</p>																																																																																									

### 8.7.2 予測結果の概要

予測結果（土壌(1)）	
<p>＜工事中＞ ○造成等の工事 対象事業実施区域の地下には、埋設廃棄物層が存在するものの、土壌の汚染や地下水の水質汚濁は確認されなかった。 掘削工事等を実施する際には、埋設廃棄物層及び地下水を攪乱して掘削することとなる。埋設廃棄物層の宙水の水質、廃棄物層中の土砂が混在する廃棄物からは、一部の有害</p>	<p>物質が基準値を上回る濃度が確認されており、造成等の工事の状況によっては、周辺地域に影響を及ぼす可能性が考えられる。 造成等の工事の実施にあたっては、「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、掘削土壌等が周辺に影響を及ぼさないよう十分配慮することにより、周辺地域に影響を及ぼす可能性は小さいと予測される。</p>

予測結果（土壌（2））

<p>＜存在・供用時＞ ○施設の稼働 対象事業実施区域内には、既存施設（西棟）が約 30 年間にわたり稼働しているものの、土壌調査では、ダイオキシン類の濃度は環境基準を下回っていた。 また、ばい煙の排出による大気中のダイオキシン類の予測結果より、最大着地濃度地点における新焼却処理施設からの寄与率は 0.1%～</p>	<p>0.2%である。 以上により、施設から排出されるばい煙の拡散によるダイオキシン類の影響については、既存施設（西棟）及び新焼却処理施設ともに、稼働に伴う影響はほとんどなく、周辺地域における土壌中の濃度を著しく悪化させることはない予測される。</p>
---	--

8.7.3 評価結果の概要

評価結果（土壌）

<p>＜工事中＞ ○造成等の工事</p> <table border="1" data-bbox="180 831 786 1171"> <tr> <td> <p>環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成等の工事の作業着手前に土壌の調査を実施し、掘削土壌（廃棄物混在）は関係法令に基づき、管理型最終処分場に搬出・処分する。</li> <li>・掘削土壌（廃棄物混在）の再利用は実施せず、埋め戻し等に使用する土壌は、汚染の無い土壌を場外から購入することを基本とする。</li> <li>・掘削工事の際には、作業範囲と周辺の地下水及び土壌との接触を避け、周辺の土壌への汚染の拡散をできるかぎり防止するために SMW、シートパイル等の遮水工法を採用する。等</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 掘削工事等により土壌及び地下水の攪乱が生じ、周辺地域に影響を及ぼす可能性が考えられるものの、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、周辺地域に影響を及ぼす可能性は小さいと予測されることから、土壌への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 掘削工事等により土壌及び地下水の攪乱が生じ、周辺地域に影響を及ぼす可能性が考えられるものの、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することで、周辺地域に影響を及ぼす可能性は小さいと予測されるとともに、現況において対象事業実施区域内の土壌は汚染が確認されなかったことから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1" data-bbox="180 1839 786 1939"> <tr> <td> <p>「環境基準を満足すること」 「対象事業実施区域及びその周辺地域の土壌を著しく悪化させないこと」</p> </td> </tr> </table>	<p>環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成等の工事の作業着手前に土壌の調査を実施し、掘削土壌（廃棄物混在）は関係法令に基づき、管理型最終処分場に搬出・処分する。</li> <li>・掘削土壌（廃棄物混在）の再利用は実施せず、埋め戻し等に使用する土壌は、汚染の無い土壌を場外から購入することを基本とする。</li> <li>・掘削工事の際には、作業範囲と周辺の地下水及び土壌との接触を避け、周辺の土壌への汚染の拡散をできるかぎり防止するために SMW、シートパイル等の遮水工法を採用する。等</li> </ul>	<p>「環境基準を満足すること」 「対象事業実施区域及びその周辺地域の土壌を著しく悪化させないこと」</p>	<p>＜存在・供用時＞ ○施設の稼働</p> <table border="1" data-bbox="818 831 1396 1133"> <tr> <td> <p>環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設からのばい煙の排出濃度は、関係法令の排出基準と同等又はより厳しい自主規制値を設けて、モニタリングを実施しながら、適正な運転管理を行う。</li> <li>・排ガス処理設備を適切に維持管理し、排ガス中の大気汚染物質の捕集・除去を行う。</li> <li>・施設からのばい煙中のダイオキシン類抑制のため、バグフィルタ及び活性炭処理を採用する。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>1 影響の回避・低減の観点 「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、周辺地域の土壌への蓄積の影響はほとんどないものと予測されることから、土壌への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p> <p>2 基準・目標等との整合の観点 対象事業実施区域内には、既存施設（西棟）が約 30 年間にわたり稼働しているものの、土壌調査では、ダイオキシン類の濃度は環境基準を下回っていた。また、ばい煙の排出による大気中のダイオキシン類の予測結果より、最大着地濃度地点における新焼却処理施設からの寄与率は 0.1～0.2%と小さいことから、周辺地域の土壌中のダイオキシン類の濃度を著しく悪化させることはない予測される。 以上により、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <table border="1" data-bbox="818 1839 1396 1984"> <tr> <td> <p>「ダイオキシン類の環境基準を満足すること」 「対象事業実施区域及びその周辺地域の土壌を著しく悪化させないこと」</p> </td> </tr> </table>	<p>環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設からのばい煙の排出濃度は、関係法令の排出基準と同等又はより厳しい自主規制値を設けて、モニタリングを実施しながら、適正な運転管理を行う。</li> <li>・排ガス処理設備を適切に維持管理し、排ガス中の大気汚染物質の捕集・除去を行う。</li> <li>・施設からのばい煙中のダイオキシン類抑制のため、バグフィルタ及び活性炭処理を採用する。</li> </ul>	<p>「ダイオキシン類の環境基準を満足すること」 「対象事業実施区域及びその周辺地域の土壌を著しく悪化させないこと」</p>
<p>環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造成等の工事の作業着手前に土壌の調査を実施し、掘削土壌（廃棄物混在）は関係法令に基づき、管理型最終処分場に搬出・処分する。</li> <li>・掘削土壌（廃棄物混在）の再利用は実施せず、埋め戻し等に使用する土壌は、汚染の無い土壌を場外から購入することを基本とする。</li> <li>・掘削工事の際には、作業範囲と周辺の地下水及び土壌との接触を避け、周辺の土壌への汚染の拡散をできるかぎり防止するために SMW、シートパイル等の遮水工法を採用する。等</li> </ul>					
<p>「環境基準を満足すること」 「対象事業実施区域及びその周辺地域の土壌を著しく悪化させないこと」</p>					
<p>環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設からのばい煙の排出濃度は、関係法令の排出基準と同等又はより厳しい自主規制値を設けて、モニタリングを実施しながら、適正な運転管理を行う。</li> <li>・排ガス処理設備を適切に維持管理し、排ガス中の大気汚染物質の捕集・除去を行う。</li> <li>・施設からのばい煙中のダイオキシン類抑制のため、バグフィルタ及び活性炭処理を採用する。</li> </ul>					
<p>「ダイオキシン類の環境基準を満足すること」 「対象事業実施区域及びその周辺地域の土壌を著しく悪化させないこと」</p>					

## 8.8 動物

### 8.8.1 調査結果の概要

調査結果（動物）																																	
<p>&lt;動物相&gt; 調査地域内で確認された種数は、以下に示すとおりであった。</p> <p>動物相の確認状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認種数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>3目 5科 5種</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>12目 27科 51種</td> </tr> <tr> <td>猛禽類</td> <td>1目 2科 5種</td> </tr> <tr> <td>両生類・爬虫類</td> <td>3目 7科 11種</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>5目 12科 24種</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>18目 29科 71種</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>12目 160科 550種</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認種数	哺乳類	3目 5科 5種	鳥類	12目 27科 51種	猛禽類	1目 2科 5種	両生類・爬虫類	3目 7科 11種	魚類	5目 12科 24種	底生動物	18目 29科 71種	昆虫類	12目 160科 550種	<p>&lt;保全すべき種&gt; 現地調査で確認された種の中から、保全すべき種を抽出した結果は、以下に示すとおりである。</p> <p>注目すべき種の確認状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認種数(種名)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>0種(該当無し)</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>17種(チュウサギ、オオタカ等)</td> </tr> <tr> <td>猛禽類</td> <td>5種(ツミ、ハイタカ等)</td> </tr> <tr> <td>両生類・爬虫類</td> <td>5種(カナヘビ、シマヘビ等)</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>3種(ウナギ、ドジョウ、メダカ)</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>4種(モノアラガイ、ヌマガイ等)</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>6種(クマコオロギ、ヒナバタ等)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認種数(種名)	哺乳類	0種(該当無し)	鳥類	17種(チュウサギ、オオタカ等)	猛禽類	5種(ツミ、ハイタカ等)	両生類・爬虫類	5種(カナヘビ、シマヘビ等)	魚類	3種(ウナギ、ドジョウ、メダカ)	底生動物	4種(モノアラガイ、ヌマガイ等)	昆虫類	6種(クマコオロギ、ヒナバタ等)
項目	確認種数																																
哺乳類	3目 5科 5種																																
鳥類	12目 27科 51種																																
猛禽類	1目 2科 5種																																
両生類・爬虫類	3目 7科 11種																																
魚類	5目 12科 24種																																
底生動物	18目 29科 71種																																
昆虫類	12目 160科 550種																																
項目	確認種数(種名)																																
哺乳類	0種(該当無し)																																
鳥類	17種(チュウサギ、オオタカ等)																																
猛禽類	5種(ツミ、ハイタカ等)																																
両生類・爬虫類	5種(カナヘビ、シマヘビ等)																																
魚類	3種(ウナギ、ドジョウ、メダカ)																																
底生動物	4種(モノアラガイ、ヌマガイ等)																																
昆虫類	6種(クマコオロギ、ヒナバタ等)																																

### 8.8.2 予測結果の概要

予測結果（動物）	
<p>&lt;工事中、存在・供用時&gt; ○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・造成等の工事、施設の存在 保全すべき種のうち、トビ、オオタカ等鳥類10種、カナヘビ、アズマヒキガエル等両生・爬虫類3種、モンスズメバチ、ヒナバタ等昆虫類3種について、生息環境の一部が改変されると予測される。</p>	<p>工事中の光環境の変化、建設機械等の影響、濁水による影響などの間接的影響は、保全すべき種によって、小さい、極めて小さい、もしくは、ないと予測される。 供用時の照明による間接的影響は、保全すべき種によって、極めて小さい、もしくは小さいと予測される。</p>

### 8.8.3 評価結果の概要

評価結果（動物）	
<p>&lt;工事中・存在・供用時&gt;            ○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・造成等の工事、施設の存在</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">環境の保全に関する配慮方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械は、低騒音・低振動型の機械の使用を徹底するとともに、集中稼働ができる限り生じないような工事計画を検討する。</li> <li>・資材運搬等の車両の運行は、計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないように配慮する。</li> <li>・工事中に、公共用水域に排水する雨水排水は、仮設沈砂槽等で土粒子を沈降させ、上澄みを排水し、濁りの影響を低減する。等</li> </ul> </div> <p><b>1 影響の回避・低減の観点</b>            保全すべき動物種のうち、生息環境の減少による影響を受ける種が確認された。保全すべき種への影響について、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、保全すべき動物種への影響は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減され、新たな動物の生息環境の創出により代償されるものと評価した。</p>	<p><b>2 基準・目標等との整合の観点</b>            保全すべき動物種の生息環境の一部が消失する可能性がある。そのため、代償措置として、対象事業実施区域内の樹林地（植栽）は在来種を中心とし、高木、中・低木を組み合わせ多層構造となるように植樹する計画であり、動物の生息環境が創出されると考えられる。            保全すべき動物種の生息環境の質的变化に対しては「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、保全すべき動物種への影響の低減（代償）が期待できるものと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「保全すべき動物種の生息環境を保全すること」</p> </div>

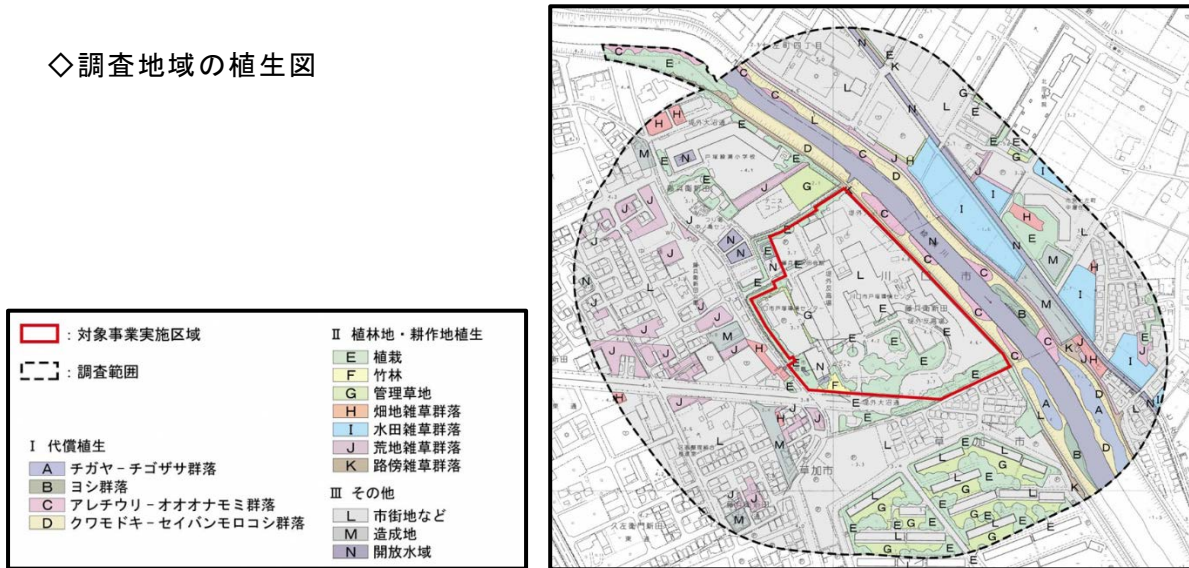


## 8.9 植物




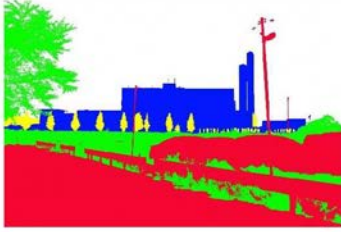
### 8.9.1 調査結果の概要

調査結果（植物）	
<p><b>&lt;植物相&gt;</b> 調査地域内において、116科538種の植物が確認された。</p> <p><b>&lt;植生&gt;</b> 調査地域の植生図は、下図に示すとおりであった。</p> <p><b>&lt;緑の量&gt;</b> 対象事業実施区域周辺からの緑視率の調査は、下図に示すとおりであった。</p>	<p><b>&lt;保全すべき種&gt;</b> 現地調査で確認された種の中から、保全すべき種を抽出した結果、下記の16種が該当した。</p> <p>コハナヤスリ、ミズワラビ、シロバナサクラタデ、コギンギシ、マツモ、コイヌガラシ、タコノアシ、ナガボノシロワレモコウ、ウスゲチョウジタデ、ナガボノアカワレモコウ、ゴキヅル、イトモ、ホザキノフサモ、カワヂシャ、ヌマトラノオ、ウマスゲ</p>

#### ◇調査地域の植生図








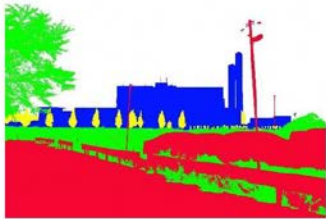

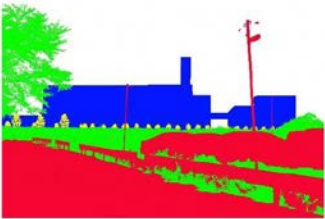
#### ◇緑視率

地点	緑の視認状況	緑視率
No.1	環境センター南	
		 【緑視率： 約 41.0%】
No.2	北辰病院駐車場付近	
		 【緑視率： 約 17.3%】

### 8.9.2 予測結果の概要

予測結果（植物）	
<p>&lt;工事中、存在・供用時&gt;</p> <p>○生育環境の変化 造成等の工事により、対象事業実施区域内の生育環境が減少することが想定される。</p> <p>その後、在来種を中心に、高木、中・低木を組み合わせ多層構造となるように植樹し、緑地を整備することから、存在・供用時には、現況と同様の緑地が維持されることから、影響は小さいと予測される。</p> <p>○保全すべき種 保全すべき種 16 種については、対象事業実施区域内において確認されなかったことから、生育地及び生育環境の面積は減少せず、事業の実施による影響は極めて小さいと予測される。</p>	<p>○緑の量</p> <p>(1) 緑被率 事業の実施により、対象事業実施区域内の植栽 0.9ha、竹林 0.1ha が改変されるものの、緑地等の整備により緑被率は現況の 31.1% に対して、施設の存在時には 31.3% となる。</p> <p>したがって、施設の存在時における緑被率は、現況から大きな変化はなく、現況と同様の状況が維持されると予測される。</p> <p>(2) 緑視率 眺望景観の緑視率の予測結果は、下図に示すとおりであり、No.1 地点では、現況の 41.0% が施設の存在時には 22.0% になり、No.2 地点では、現況の 17.3% が施設の存在時には 16.5% になると予測される。</p>

#### ◇緑視率の予測結果

地点	緑の視認状況・緑視率	
	(現況)	(施設の存在時)
No.1	  【緑視率：41.0%】	  【緑視率：22.0%】
No.2	  【緑視率：17.3%】	  【緑視率：16.5%】

### 8.9.3 評価結果の概要

評価結果（植物）			
<p>＜工事中、存在・供用時＞ ○造成等の工事、施設の存在</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">環境の保全に関する配慮方針</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中に発生する濁水は、仮設沈砂槽等で土粒子を沈降させ、上澄みを排水し、影響を低減する。</li> <li>・対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。</li> <li>・対象事業実施区域内の緑地整備により、人工的雰囲気を緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。 等</li> </ul> </td> </tr> </table> <p><b>1 影響の回避・低減の観点</b>            保全すべき植物種の生育地及び生育環境の面積は減少せず、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、影響の低減及び新たな生育環境の創出が期待できる。            緑の量については、緑視率が低下する地点があるものの、対象事業実施区域内の周囲に緑地環境を設けることで、植栽木の生長に伴い施設等が隠蔽され、人工的雰囲気が緩和されることから、緑視率への影響は低減できると考えられる。            以上により、工事の実施及び施設の存在に伴う植物への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されるとともに、新たな植物の生育基盤の創出により代償されると評価した。</p>	環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中に発生する濁水は、仮設沈砂槽等で土粒子を沈降させ、上澄みを排水し、影響を低減する。</li> <li>・対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。</li> <li>・対象事業実施区域内の緑地整備により、人工的雰囲気を緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。 等</li> </ul>	<p><b>2 基準・目標等との整合の観点</b>            工事の実施及び施設の存在に伴い、保全すべき植物種の生育地及び生育環境の面積は減少せず、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、保全すべき植物種への影響の低減(代償)が期待できることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標            「保全すべき植物種の生育環境を保全すること」</p>
環境の保全に関する配慮方針			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中に発生する濁水は、仮設沈砂槽等で土粒子を沈降させ、上澄みを排水し、影響を低減する。</li> <li>・対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。</li> <li>・対象事業実施区域内の緑地整備により、人工的雰囲気を緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。 等</li> </ul>			

## 8.10 生態系

### 8.10.1 調査結果の概要

調査結果（生態系）									
<p><b>&lt;着目種の抽出状況&gt;</b> 上位性・典型性・特殊性の観点から着目種を以下に示すとおり抽出した。</p> <p>着目種の抽出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>着目種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位性</td> <td>ホンドタヌキ、チョウゲンボウ、カワセミ</td> </tr> <tr> <td>典型性</td> <td>カナヘビ、アマガエル、ヌマチチブ、クワモドキ-セイバンモロコシ群落</td> </tr> <tr> <td>特殊性</td> <td>(※該当無し)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>&lt;着目種の確認状況&gt;</b></p> <p><b>・ホンドタヌキ</b> 樹林やその林縁部・川や沼沢等が散在する広い地域等を生息場所とする。 現地調査では、通年を通して確認されていることから、乾性草地及び湿性草地環境の上位性を示す種として選定する。</p> <p><b>・チョウゲンボウ</b> 河川敷や農耕地、草地等の開けた場所でみられる猛禽類である。 現地調査では、飛翔行動、探餌行動、繁殖に係る行動が確認されたことから、上位性を示す種として選定する。</p> <p><b>・カワセミ</b> 河川、湖沼、小川、用水などの水辺で見られる鳥類である。 現地調査では、綾瀬川及び戸塚環境センター北側の水路で確認され、戸塚環境センター北側水路の水抜き穴で営巣が確認されていることから、開放水域環境の上位性を示す種として選定する。</p>	区分	着目種	上位性	ホンドタヌキ、チョウゲンボウ、カワセミ	典型性	カナヘビ、アマガエル、ヌマチチブ、クワモドキ-セイバンモロコシ群落	特殊性	(※該当無し)	<p><b>・カナヘビ</b> 低地から山地にかけて広範囲に生息し、草むらなど日当たりのよい場所を好み、公園の緑地、水田の畦、人家の生け垣、畑地など人為的な環境にも適応している。 現地調査では、樹林地や乾性草地等で広く確認されていることから、樹林地及び乾性草地の典型性を示す種として選定する。</p> <p><b>・アマガエル</b> ため池や水田・畑付近の草叢・市街地の植込み、公園などを生息場所とする。 現地調査では、通年を通して広く確認されていることから、湿性草地の典型性を示す種として選定する。</p> <p><b>・ヌマチチブ</b> 川の中流域から汽水域等に生息し、流れの緩やかなところに多く生息する。 現地調査では、各調査地点で通年を通して確認されていることから、開放水域（綾瀬川）の典型性を示す種として選定する。</p> <p><b>・クワモドキ-セイバンモロコシ群落</b> 多年生のイネ科草本植物のセイバンモロコシと一年生のキク科草本植物のクワモドキが優占する草原植生である。 本群落は、調査地域内に分布する草地のうち、代償植生群落の中で最も面積が大きいことから、草地の典型性を示す種として選定する。</p>
区分	着目種								
上位性	ホンドタヌキ、チョウゲンボウ、カワセミ								
典型性	カナヘビ、アマガエル、ヌマチチブ、クワモドキ-セイバンモロコシ群落								
特殊性	(※該当無し)								

## 8.10.2 予測結果の概要

### 予測結果（生態系(1)）

#### <工事中、存在・供用時>

#### ○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・造成等の工事、施設の存在

対象事業実施区域内の約79%が改変され、樹林地の改変率は、予測地域全体の約24%を占める。樹林地は、対象事業実施区域周辺にも広く存在するとともに、緑地整備により、現況と同様の樹林地等を整備することから、供用後においても、着目種が生息・生育する生態系は、維持されると予測される。

選定した着目種毎の予測結果は、以下に示すとおりである。

#### ・ホンダタヌキ

工事の実施により生息環境である樹林地の一部が一時消失するが、周辺に同様の環境が存在する。また、緑地整備の実施により、供用時には現在と同様の状況が維持され、生息環境を代償できることから、影響は小さいと考えられる。

工事中の間接的な影響は、建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により低減され、影響は小さいと考えられる。

存在・供用時の間接的な影響は、緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減でき、影響は極めて小さいと考えられる。

#### ・チョウゲンボウ

工事の実施により営巣環境の一部が一時消失するが、対象事業実施区域内で営巣が確認されなかったこと、対象事業実施区域周辺には営巣環境となりうる人工構造物が存在することから、営巣環境への影響は小さいと考えられる。また、採餌環境である草地等の改変はない。

工事中の間接的な影響は、使用建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により間接的影響は低減されると考えられる。また、本種は移動能力が大きいため、一時的に対象事業実施区域周辺へ逃避するとも考えられる。

存在・供用時の間接的な影響は、緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減でき、現在と同様の生息環境が確保されることで生息環境を代償できると考えられることから、影響は小さいと考えられる。

#### ・カワセミ

対象事業実施区域内には、本種の営巣環境を含む生息環境はないことから、生息環境の改変等の影響はないと考えられる。

工事中の間接的な影響は、建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により、低減されると考えられることから、影響は小さいと考えられる。なお、濁水による生息環境の質的变化は生じないと考えられる。

存在・供用時の間接的影響は、緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減でき、極めて小さいと考えられる。

#### ・カナヘビ

工事の実施により生息環境である樹林地（植栽）の一部が一時消失するが、周辺に同様の環境が存在する。また、緑地整備の実施により、供用時には現在と同様の状況が維持され、生息環境を代償できることから、影響は小さいと考えられる。

工事中の間接的な影響は、建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により低減され、影響は小さいと考えられる。

存在・供用時の間接的な影響は、緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減でき、影響は極めて小さいと考えられる。

#### ・アマガエル

工事の実施により生息環境である樹林地の一部が一時消失するが、周辺に同様の環境が存在することから、影響は小さいと考えられる。なお、産卵場所である水田は改変区域に含まれていないことから、産卵場所への改変はない。

工事中の間接的な影響は、建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により低減され、影響は小さいと考えられる。なお、濁水による生息環境の質的变化は生じないと考えられる。

存在・供用時の間接的な影響は、緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減できるとともに、現在と同様の状況が維持されることで生息環境を代償できると考えられることから、影響は小さいと考えられる。

予測結果（生態系(2)）

・ヌマチチブ  
対象事業実施区域内に本種の生息環境はないことから、事業の実施に伴う生息環境の改変等の影響はない。  
工事中の間接的な影響は、建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により低減され、極めて小さいと考えられる。また、濁水による生息環境の質的变化はないことから、影響はないと考えられる。  
存在・供用時の間接的な影響は、緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減でき、影響は極めて小さいと考えられる。

・クワモドキーセイバンモロコシ群落  
対象事業実施区域内では確認されなかったことから、直接的な影響はないと考えられる。  
工事中の間接的な影響は、建設機械の配慮及び資材運搬等の車両の運行管理により光環境の変化による影響は低減されることから、影響は極めて小さいと考えられる。  
供用時の間接的な影響は、緑地整備の実施により、照明による植物の生育環境への影響を低減でき、影響は極めて小さいと考えられる。

8.10.3 評価結果の概要

評価結果（生態系）

<工事中、存在・供用時>

○建設機械の稼働・資材運搬等の車両の走行・造成等の工事、施設の存在

環境の保全に関する配慮方針

- ・建設機械は、低騒音・低振動型の機械の使用を徹底するとともに、集中稼働ができる限り生じないような工事計画を検討する。
- ・資材運搬等の車両の運行は、計画的、かつ効率的な運行管理に努め、搬出入が一時的に集中しないように配慮する。
- ・工事中に、公共用水域に排水する雨水排水は、仮設沈砂槽等で土粒子を沈降させ、上澄みを排水し、濁りの影響を低減する。等

1 影響の回避・低減の観点

着目種及び着目種が生息・生育する生態系への影響については、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り低減され、新たな植物の生育基盤が整備され、動物の生息環境が創出されることにより代償されるものと評価した。

2 基準・目標等との整合の観点

樹林地の環境が消失するため、代償措置として、対象事業実施区域内の樹林地は、在来種を中心とし、高木、中・低木を組み合わせ多層構造となるように植樹する計画であり、植物の新たな生育基盤が整備されるとともに、動物の採餌環境や移動経路として利用されることが期待でき、動物の生息環境が創出されると考えられる。

着目種の生息・生育環境の質的变化に対しては、「環境の保全に関する配慮方針」を実施することにより、着目種への影響の低減（代償）が期待でき、着目種を上位種または典型種とした生態系を維持できるものと考えられることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。

◇環境保全目標

「着目種の生息・生育環境を保全すること」

## 8.11 景観

### 8.11.1 調査結果の概要

#### 調査結果（景観）

##### <眺望景観>

調査地点から対象事業実施区域への眺望景観の状況は、以下に示すとおりであった。

##### ・環境センター南



対象事業実施区域からの距離：約0.05km。

近景は、対象事業実施区域入口、植栽帯で構成されており、中景に対象事業実施区域内が確認される。

##### ・北辰病院駐車場



対象事業実施区域からの距離：約0.25km。

近景は、北辰病院駐車場で構成されており、中景には綾瀬川の堤防を挟んで対象事業実施区域が確認される。

##### ・出羽公園



対象事業実施区域からの距離：約0.7km。  
近景は、公園の広場となっており、遠景に対象事業実施区域が確認される。

##### ・戸塚南公園



対象事業実施区域からの距離：約0.7km。  
近景は、戸塚南公園の運動場が広がり、遠景に対象事業実施区域が確認される。

##### ・長蔵新田第3公園



対象事業実施区域からの距離：約0.9km。  
近景は、長蔵新田第3公園の運動場となっており、遠景に対象事業実施区域が確認される。

## 8.11.2 予測結果の概要

### 予測結果（景観）

<存在・供用時>

○施設の存在（眺望景観）

#### ・環境センター南



既存施設（東棟）と概ね同様の場所に新施設が視認できるようになる。既存の植栽木が消失するが、対象事業実施区域内の新たに植樹される植栽木の生長により施設等の隠蔽が期待できるとともに、新施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用することから、緑豊かな住宅地景観の形成を妨げるようなものではない。

#### ・北辰病院駐車場



既存施設と概ね同様の場所に新施設が視認できるようになる。対象事業実施区域内の新たに植樹される植栽木の生長により新施設の下層部の隠蔽が期待できるとともに、新施設の色彩は周辺環境と調和する色彩を採用することから、緑豊かな住宅地景観の形成を妨げるようなものではない。

#### ・出羽公園



施設の存在時において、既存施設（東棟）と概ね同様の場所に新施設が視認できるようになる。対象事業実施区域から約0.7km離れていることから、眺望の変化は小さい。

#### ・戸塚南公園



既存施設の煙突の右側に新施設の煙突が視認できるようになるが、手前の住宅等に遮られ、眺望の変化は小さい。

#### ・長蔵新田第3公園



既存施設の煙突よりも右側に新施設の煙突が視認できるようになるが、手前の樹木や住宅等に遮られることから、眺望の変化は小さい。



### 8.11.3 評価結果の概要

評価結果（景観）			
<p>&lt;存在・供用時&gt; ○施設の存在</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">環境の保全に関する配慮方針</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 圧迫感を与えないように、できる限り敷地境界から離すなどの施設形状及び配置計画に努める。</li> <li>・ 建物には周辺環境と調和する外観・色彩・形状を工夫する。</li> <li>・ 建物の色彩については、川口市景観計画の景観形成基準に基づく配慮を行い、周辺景観と調和するよう工夫する。 等</li> </ul> </td> </tr> </table> <p><b>1 影響の回避・低減の観点</b> 事業の実施に当たっては、「環境の保全に関する配慮方針」に示すとおり、施設計画や緑化計画に十分配慮する。これにより、景観への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されると評価した。</p>	環境の保全に関する配慮方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 圧迫感を与えないように、できる限り敷地境界から離すなどの施設形状及び配置計画に努める。</li> <li>・ 建物には周辺環境と調和する外観・色彩・形状を工夫する。</li> <li>・ 建物の色彩については、川口市景観計画の景観形成基準に基づく配慮を行い、周辺景観と調和するよう工夫する。 等</li> </ul>	<p><b>2 基準・目標等との整合の観点</b> 事業の実施に当たっては、前掲「環境の保全に関する配慮方針」に示すとおり、周辺環境との調和を図るため、色彩や対象事業実施区域内の緑化に十分配慮することにより、景観への影響は低減されることから、環境保全目標との整合が図られていると評価した。</p> <p>◇環境保全目標 「周辺の景観との調和が図られること。」</p>
環境の保全に関する配慮方針			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 圧迫感を与えないように、できる限り敷地境界から離すなどの施設形状及び配置計画に努める。</li> <li>・ 建物には周辺環境と調和する外観・色彩・形状を工夫する。</li> <li>・ 建物の色彩については、川口市景観計画の景観形成基準に基づく配慮を行い、周辺景観と調和するよう工夫する。 等</li> </ul>			